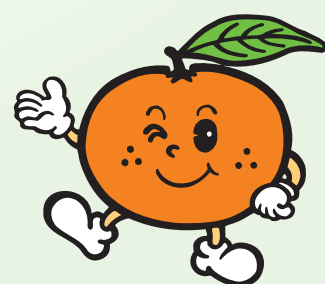


ディスクロージャー誌

レポートにしゅうわ2026



西宇和農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
プロフィール	2
経営理念	2
当 J A の沿革	3
経営基本方針	4
J A 自己改革に向けた取り組み	5
地域に根差す金融機関として	10
経営の組織	11
経営管理体制	
組織機構	
組合員の状況	
組合員組織の状況	
役員一覧	
会計監査人の名称	
職員の状況	
地区	
店舗一覧（信用店舗）	
〃（信用店舗外）	
ATM 設置店及び営業時間・休日稼働一覧	
事業の概況	16
CSR への取り組み	18
健全な組織運営	
環境との調和	
地域社会への貢献	
リスク管理情報	20
法令遵守の体制	21
内部統制システム基本方針	
個人情報保護方針	
情報セキュリティ基本方針	
金融商品の勧誘方針	
金融円滑化にかかる基本方針	
J A バンク利用者保護等管理方針	
利益相反管理方針	
マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針	
金融 ADR 制度への対応	32
内部監査体制	33
自己資本の状況	33
主な事業のご案内	34
信用事業	
共済事業	
購買事業	
農業経営事業	
販売事業	
系統セーフティネット	43
直近の 2 事業年度における財産の状況	44
貸借対照表	
損益計算書	
注記表	
事業管理費の内訳	
剰余金処分計算書	
部門別損益計算書	
配賦割合	
部門別の資産	
財務諸表の正確性等にかかる確認	63
会計監査人の監査	63
開示基準別の債権の分類・保全状況図	64
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	65

直近の 2 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	66
利益総括表	
資金運用収支の内訳	
受取・支払利息の増減額	
利益率	
貯金に関する指標	
貸出金に関する指標	
内国為替取扱実績	
有価証券に関する指標	
共済事業	
その他事業	
自己資本の充実の状況	75
自己資本の構成に関する事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
CVA リスクに関する事項	
マーケット・リスクに関する事項	
オペレーショナル・リスクに関する事項	
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	
連結情報（グループの概況）	90
グループの事業系統図	
子会社等の状況	
連結事業概況	
最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標	
直近の 2 連結事業年度における財産の状況	92
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結キャッシュ・フロー計算書	
連結注記表	
連結剰余金計算書	
農協法に基づく開示債権	
連結事業年度の事業別経常収益等	
連結自己資本比率の状況	
連結自己資本の充実の状況	111
自己資本の構成に関する事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
CVA リスクに関する事項	
マーケット・リスクに関する事項	
オペレーショナル・リスクに関する事項	
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	
ディスクロージャーに関する Q & A	123
店舗所在マップ	

本誌は農協法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしよう 2026」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 西宇和農業協同組合



経営管理委員会会長
井田 敏勝



代表理事理事長
小笠原 栄治

組合員の皆様には、日頃よりJA運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

これまで同様、新型コロナウイルスの感染者が発生しておりますが、経済活動や日常生活においては、大きな影響なく行えるようになったことを本当にうれしく思います。しかしながら、世界各地での紛争はいまだ終息せず、米国とイランの摩擦による中東情勢の不安定な状態から、世界経済は先行きが不透明な状況が続いています。国内では地震や山林火災など予測不能な自然災害等に対する脅威や、食料品や燃料・生産資材などの物価の高騰が続いています。そのような中、政府日銀による政策金利の引き上げにより、金融機関並びに資産運用には大きな影響を与えております。また、少子高齢化により人口が減少傾向にある日本国内においては経済環境が今後ますます厳しい状況になることが予想されます。このような状況の中、農協経営においては、青果販売では表年傾向により市場出荷数量・販売高ともに直近10年間で最高となり、計画を大きく上回りました。各部門の連携・協力により事業利益は計画を上回る実績となりましたが、固定資産の減損処理が大きく影響し、当期剰余金は計画を大きく下回りました。また、顕著化する気象環境と減少し続ける生産者等、山積する課題を克服し、より安定した生産量の確保が大前提となっています。

「中期経営計画」では選果場施設の再編を大きな柱として進めてまいりましたが、「JAにしゅうわ広域選果場」が完成し、今秋の稼働に向けて準備を進めています。また、JAグループ愛媛で進められている「県域JA構想案」については、将来を見据えて組合員の意思を反映しながら組織協議を尽くしてまいりましたが、令和8年3月、にしゅうわを含む3JAの離脱があり、合併協議を休止しております。

今後、農業・JAを取り巻く環境はさらに厳しさを増すと思われますが、その中で柑橘産地として生き残り、地域を支える存在として、JAにしゅうわは一丸となって今後も改革と進化を続けてまいります。

組合員皆様の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

プロフィール（令和8年3月31日現在）

設 立	平成5年10月
本店所在地	八幡浜市江戸岡1丁目
出 資 金	28.3 億円
総 資 産	1,677 億円
単体自己資本比率	19.84%
組 合 員 数	10,195 人
役 員 数	30 人
職 員 数	404 人



経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、
夢と活力あるJAを目指します。

基 本 理 念

農 業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

地 域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切にし、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

組 織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組めます。

経 営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

当JAの沿革（JAにしようの歩み）

平成元年 6月9日	八西地区農協合併研究会の発足	10月1日	移動購買車「だんだん号」運行開始
平成4年 4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足	11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成5年 5月6日	合併予備契約調印式	平成28年11月12日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン
5月18日	合併臨時総会 西宇和青果農協	平成29年1月27日	移動購買車「だんだん号」2号車運行開始
5月19日	合併臨時総会 八幡浜青果農協他13農協	12月14日	JAこしみずとの姉妹JA協定締結
5月22日	西宇和農協設立委員会の発足	平成30年1月19日	伊方支店新築開店
平成5年10月1日	西宇和農協 設立	平成31年2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしよう・JAおきなわ）
平成8年 7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞	令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査Ⅰ）
10月1日	株式会社ジェイエイにしよう設立	令和3年3月1日	神山出張所リニューアルオープン
11月23日	川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞	11月10日	南海放送株式会社と「南海放送ラジオ（エフナン）」を活用した農産物情報等の発信に関する協定（PAL協定）締結
平成11年 2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞	令和4年3月25日	JA全中の「令和3年度優良農業協同組合表彰」受賞
平成13年 4月1日	オートパル(株)ジェイエイにしようへ移行	令和5年3月4日	八協共選第52回日本農業賞「集団組織の部・優秀賞」受賞
4月2日	JAにしよう会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）	4月17日	保内営農管理センター移転に伴い「保内営農経済センター」設置
平成15年 7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしよう」落成	5月10日	八協共選と三瓶共選が合併し「みな共選」設立
平成16年 6月24日	経営管理委員会制度へ移行	令和6年3月12日	JAにしよう創立30周年記念式典開催
平成20年 4月1日	伊方町農業支援センター設置	5月22日	磯津部会がみな共選と合併
7月28日	保内支店・保内営農管理センターオープン	令和7年5月20日	伊方共選とみつ共選が合併
平成21年 7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞	7月1日	三瓶給油所セルフ化リニューアルオープン
9月28日	4支店体制スタート	令和8年7月5日	広域選果場落成式
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞		
平成23年10月28日	JASS-PORTにしようオープン		
平成26年 6月30日	経済センター 太陽光発電開始		
9月30日	中央選果場 太陽光発電開始		
平成27年 4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始		

事業計画の取り組みについて

■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画(POWERS PLAN)策定 → 平成13年4月第2次長期経営計画(POWERS PLAN DASH 21) 策定 → 平成18年9月第3次長期経営計画 (POWERS PLAN 2012) 策定 → 平成25年6月中期経営計画 (POWERS PLAN 2015) 策定 → 平成28年6月中期経営計画 (POWERS PLAN 2018) 策定 → 令和元年6月中期経営計画 (R 3 Plan 2019~2021) → 令和4年6月中期経営計画 (R 5 Plan 2022~2024) → 令和7年6月中期経営計画 (STEP UP Plan 2025~2027)

■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和4年7月第10次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和7年7月第11次営農振興3ヶ年計画策定

経営基本方針

令和7年度の国内経済は、企業収益や雇用環境に改善が見られ、全体としては緩やかな回復基調となりました。しかし、地震・豪雨・林野火災・大雪などの災害が各地で発生したほか、世界ではウクライナ・中東など緊迫した状況が続き、今年に入っては米国がベネズエラ首都を攻撃、中国の動向も不透明で国際情勢は不安定に推移しています。物価の上昇や円安、将来への不安などもあって、経済は回復基調にあるものの、その恩恵を実感しにくく、物価高は依然としてそのまま続いており、節約志向は強く、個人消費の伸びを牽制しています。また、少子高齢化等により企業の人手不足感は大きく高まっており、建設業等では人手不足倒産も増加しています。

このような情勢の中、愛媛県も組合員の高齢化や世代交代、組合員数の減少など、JAの組織基盤である組合員構成も大きく変化・多様化してきました。基盤である地域の人口減少は進み、愛媛県の人口は将来予測で2050年には91万人となり、現在より30万人以上減少する予測となっています。このように、社会構造が大きく変革していく中で、食糧安全保障上のリスクからも、持続可能な農業・農村づくりや地域一体となった活力ある産地づくりの着実な実践と、国民が必要として消費する食料はできるだけ自国で生産する「国消国産」、また国土保全や地方の社会維持など農業・農村の役割を再認識し、国民のより一層の理解醸成が求められています。

それを踏まえて、当JAでは日本一のみかんの里を継承するために、第11次営農振興計画と中期経営計画を基軸として、この柑橘産地の発展・維持と次世代への継承を基本に取り組んでまいります。担い手農家への支援、新規就農者の確保・支援、高品質生産及び生産量の安定確保を掲げ、農業振興対策を継続します。また、地域の高齢化・人口減少が急速に進み、業務に携わる職員が減少を余儀なくされる中、業務の見直しやムダを検証し、効率化を図ることにより健全経営と持続可能な経営基盤の強化をめざします。

さらに、第39回JA愛媛県大会（令和6年）において決議された「県1JA構想案」を将来に向けて実現するため組織協議を行ってまいります。

■ 重点実施事項

- (1) 高品質安定生産と安定供給体制を確立し、農業所得の増大を図ります。
- (2) 農地生産量の維持を目指し、担い手の確保と育成に努めます。
- (3) 組合員・地域との対話活動に取り組み、意見・意思反映を図り運営参画を進めます。
- (4) 持続可能な経営基盤の強化のため自己改革の実践に取り組みます。
- (5) 自律的なコンプライアンス内部管理態勢の確立と維持に取り組みます。
- (6) 人材確保と職員の育成強化を図り、活力ある職場づくりに取り組みます。

JA自己改革に向けた取り組み（令和8年3月31日現在）

STEP UP Plan 2025～2027 ～創造と挑戦～

JAにうわは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に取り組んできました。

これまでに、青果物の販売チャネルの充実とこれに対応した高品質果実の安定生産に取り組んできましたが、新たに生産者とのデータ連携システムの運用に向け、進めています。また、生産資材等の安定的供給と価格の抑制、担い手支援・担い手確保などを継続的に取り組み、広域選果場建設においても令和8年10月稼働に向けて順調に進んでいます。

この結果、多くの組合員から一定の評価と自己改革への一層の期待を感じており、今後ともJAにうわは、地域になくてはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

営農経済部 農業支援・経営対策

新規就農者（I・Uターン）の確保・優良園地の維持・次世代継承／農作業支援の充実／管内生産農家戸数・栽培面積の維持

■ 栽培面積 温州／1,306ha 中晩柑／1,008ha

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 担い手支援	●今年度は表年という事もあり、21,060 人役／年のアルバイトの受入れをしました。 ●農作業支援は7名体制で1,694 人役／年の支援を行いました。	アルバイト事業 20,000人役／年 JA農作業支援事業 1,750人役／年
2. 担い手確保 Iターン就農者 事業継承者数 3名／年	●相談会への出店を6回行い40名の面談者があり、2名の農業体験の受入がありました。研修生は6名、令和8年度に4名が就農予定です。 ●現在1.5haの栽培管理を実施、R8年4月に1.1haを研修生に引継ぐ予定です。	体 験 5人／年 研修生 2人／年 新規就農・事業継承 3名／年

営農経済部 営農指導・企画・組織

高品質安定生産への取組強化と市場出荷量の確保・補助事業の有効活用による軽労働化／協力組織会員の維持と活動の活性化

■ 生産量 温州みかん／35,000t 中晩柑／14,000t
■ 市場出荷量 温州みかん／30,000t 中晩柑／13,000t
■ 協力組織の連携強化 活動回数 20回／年

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 市場出荷数量の確保	●定期的な山回りを実施、「LINE」や「にまる」を活用し情報発信を行いました。 ●改植促進では、国の改植事業とJA果樹活性化事業で温州、中晩柑合わせて18.22haの実績となっています。 ●マルチドリップは20ヶ所6ha、マルチ被覆は302haの実績となりました。 ●肥料助成として137,598袋に1袋50円の助成を行いました。 ●21,208袋／年の石灰資材の施用実績となりました。	営農指導員定期園地回り 1回／週 改植 温州みかん 35,000本／年 中晩柑 25,000本／年 マルチドリップ 20園地／年 マルチ被覆面積 300ha／年 石灰資材施用袋数 30,000袋

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
2. 補助事業の有効活用	●園内道 10 園地、個人スプリンクラー 11 園地、単軌道整備 47 園地、点滴灌水 20 園地を実施しました。 ●104 の園地で 38km の防護柵整備を計画しています。 ●年間 2,041 頭のイノシシと 72 頭のシカを捕獲しました。	補助事業対象農家数 125 園地 鳥獣害対策取組園地 150 園地
3. 協力組織の連携強化	●令和 7 年度の会員数は 320 名で研修会は 2 回開催、食育活動は 7 か所で実施しました。 ●消費拡大 P R を 3 回／年実施、オレンジデー、伊予柑、首都圏の量販店での試食 P R 販売を実施しました。	研修会の開催 3 回／年 食育活動実施 5 ヶ所／年 消費拡大 P R 2 回／年
	●令和 7 年度の会員数は 387 名で女性部セミナー、フレッシュミズ交流会 3 回、営農購買部会見本市、健康のつどいを実施しました。視察研修、みかんマイスター研修を実施、みかんツリー、女性部カレンダーの作成、手作り加工品展の開催等の P R 活動も実施しました。 ●ミカンマイスターの研修会は 3 回開催しました。	研修・講習会 4 回／年 P R 活動 3 回／年 マイスター研修 3 回／年

営農経済部 経済

購買予約体制の強化と営農指導・販売部門との連携強化による供給高の向上

■ 経済事業総利益（R 9） 6 億 8,100 万円

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 経済部門供給高の確保 3,348 百万円	●肥料供給高 603 百万円、農薬供給高 1,361 百万円、生産資材 283 百万円、石油製品 926 百万の実績となりました。肥料、農薬は価格の見直しを行い予約注文増加を図るとともに、年間予約購入者に対しては 1 % の還元措置を実施しました。	令和9年度供給実績目標 肥 料 617百万円 農 薬 1,318百万円 生産資材 270百万円 石 油 961百万円
2. 生活部門供給高の確保 1,152 百万円	●店舗・主食供給高 311 百万円、耐久・電器供給高 60 百万円、日用雑貨供給高 92 百万円の実績となりました。店舗については年間 2 % 程度客数の減少、耐久・電器では、石碑・パソコン・補聴器等の好調で計画を達成しました。愛飲ジュースの実績は年々減少傾向の中、価格の上昇で目標に到達しました。	令和 9 年度供給実績目標 店舗・主食 276 百万円 耐久・電器 55 百万円 日用雑貨 88 百万円

青果販売部門

共販率向上による長期安定供給の確立と選果場事務処理の効率化／委託荷造り体制整備と選果場施設の有効活用

■ 果実販売高 温州／ 100 億円 中晩柑・落葉／ 50 億円

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 長期安定供給の確立	●各品種とも問題なく荷造りができました。今年度より各スマル品目、格外 2 を撤廃し、等級指数を設けました。 ●生産基準を上げるため、夏期マルチ支援を行い、高品質な商品ができました。 ●今年度より共選だよりを年 6 回発行し、生産状況、販売状況の報告、市場担当者の紹介等、情報の共有に努めました。 ●令和 9 年度開始に向けて家庭選別代行・集荷代行のモデル事業の検討を進めています。	市場出荷数量 温州みかん 30,000 t 中晩柑 13,000 t

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
2. 小売宅配数量の増大	●旬感便冬号の売上が前年対比 112%の実績、クレジット決済、WEB 決済（PayPay）コンビニ決済の導入により WEB での注文比率が 65%と大幅に上昇しました。	令和 9 年度供給高 500 百万円／年
3. 荷造り経費の節減	●令和 7 年産の受入れ数量（加工含む）は 44,600 t で予想を大きく上回る結果となりました。今後は広域選果場の処理能力を見ながら中晩柑の広域選果場への集約を検討しています。	生産者データ システム構築 令和 8 年度導入予定
4. 共選(施設)再編	●広域選果場工事は令和 8 年 10 月稼働に向けて順調に進んでいます。 ●2 月 26 日に共選再編委員会を開催、今後は共選毎にヒアリングを行います。令和 8 年 9 月と令和 9 年 3 月に中間での検討を行う予定です。	共選運営委員会検討 随時

金融部 調達

生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化

■ 総貯金残高目標 1,522 億円

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 情報収集による個人貯金の純増 1,320 億円	●アプリ プラス獲得件数 109 件の獲得 ●MA 獲得定期貯金実績 3,716 百万円（82.6%）、個人貯金残高 1,298 億円（98.3%）の実績となっています。	定期貯金獲得 45億円／年
2. 年金保有対策 年金口座件数 8,800 件	●年金予約リスト 3,507 件中 1,872 件の訪問を実施し、153 件の予約獲得ができました。 ●年金指定替えリスト 2,062 件中 1,180 件の訪問を実施し、97 件の指定替えができました。	年金予約獲得 250 件／年 競合他社からの指定替 150 件／年
3. F D 原則に拠る推進活動	●F D 原則 2. (1) の③「金融商品の販売においては商品の特性、想定する販売対象の適合性を十分に行い、自らの責任で金融商品の販売を行います」を追加しました。	組合員・利用者本位の 業務運営

金融部 資金運用

組合員利用者のニーズに合った各種ローンの提案と営農部門との連携による ニーズに合った農業資金の提案／収益力の強化・安定化

■ 総貸出金残高 8,500 百万円

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. ローン及び農業融資の強化 証貸残高 80 億円	●農業メイン強化先訪問では 83 件中 83 件の訪問を実施し、農業融資新規実行額は 1 億 9,771 万円の実績となりました。	農業融資新規実行額 200百万円
2. 余裕金運用 有価証券残高貯証率 13%以上	●令和 7 年度購入計画 20 億円に対し買戻しによる 33 億円と上期 5 億、下期 5 億の合計 10 億の購入、有価証券利息は 238 百万円となりました。現在の貯証率は 10.0%となっています。	有価証券利息 300 百万円／年

共済部

「組合員・利用者本位の業務運営（FD原則）」の実現と事業実施基盤・経営基盤強化／共済事業基盤の確保

■ 契約者人数 22,000 人

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 組合員・利用者本位の事業運営(FD)	● 3 Q 訪問ではL A・スマサポ・一般職員による活動を実施し、16,644 件の実績となりました。	3Q 訪問活動人数 22,000人／年
2. 推進総合 7,310,000 P	● 新仕組がん共済を中心に質問型推進を実施し、826,022 P の実績となりました。 ● 災害への備え、建築費高騰に対するアプローチを行い、687,232 P の実績となりました。 ● 短期の日、見積キャンペーンによる新規契約獲得を行い、657,641 P の実績となりました。	ひと基準実績 925,000 P いえ基準実績 465,000 P くるま基準実績 600,000 P
3. 事業の効率化 Webマイページの登録	● L A・スマサポを中心に訪問時に Web マイページの推進を行い 463 人（8.5%）の登録をいただきました。 ● 新任担当者に現場急行研修会を実施しました。2 月末時点で現場急行実施率 96.2%となっています。	Web マイページの登録率 23% 現場急行率 90%以上

総務管理部 総務企画・人事・経理電算・リスク管理

J Aの活性化への取組強化

■ 自己資本比率 23.5%

重点実施事項	2026. 3 月末具体的取組進捗状況	目 標 値
1. 組合員数の増加 と次世代対策 組合員数 9,600 人	● 年間で女性新規組合員は 136 名の加入をいただきましたが 3,405 名と減少、構成割合は 33.4%となりました。 ● 令和 7 年度の支店祭りは予定通り開催、地区別座談会も 11 会場で開催、年明けには明日の果樹を語る会も開催し、要望についても意見交換を行いました。	女性組合員比率 33% 座談会・イベントの開催 1 回／年・各事業所
2. 安定した 事業継続・ 職場の活性化	● 令和 7 年度は、中央会研修に 58 名が参加、職員認証試験では初級が 8 名受験し 2 名、中級が 9 名受験し 2 名、上級が 6 名受験し 4 名が合格しましたが合格率は 34.8%にとどまりました。 ● 今年度ホームページをリニューアルし、情報発信を強化しました。「職員紹介制度」「職員復職制度」の導入を検討します。令和 7 年度は新卒 3 名（男 2 名・女 1 名）の採用がありました。	新規採用人数 10 名

施設・業務体制整備計画

1. 信用共済業務

信用店舗	県域合併の休止にともない、金融部および共済部の統合、事業本部制の導入を令和10年4月の実施に向けて検討中です。併せて八幡浜支店の本店統合についても検討中です。
共済業務	3 Q 訪問チャンネル別の目標を設定し、契約者に対し寄り添った活動を実施しました。またL A、チャレンジ職員の推進ができるよう一般職員に対して情報提供制度の定着化を図り、3 Q 活動で前年を大きく上回る実績を挙げることができました。 現場急行サービスの定着化を図るため、新任L A、担当者への研修会を実施、現場急行率の対応満足度を引き上げることができました。

2. 販売業務

(1) 業務体制整備	
家庭選別代行、集荷代行モデル事業の実施	令和9年度事業開始に向けて家庭選別代行・集荷代行のモデル事業の検討を進めております。輸送部の検討においても、えひめ物流と連携し検討を進めます。
直販事業における各共選からの仕入れ拡大とウェブでの受注強化	旬感便冬号では、電話注文からWEBでの受注が約26%増加し、約65%がWEBでの取り扱いとなりました。支払方法も代金引換、クレジットカード、PayPay、コンビニ決済等、多様になりWEB発注の特典を推進していきます。次年度LINEの利用も進めていきます。
業務フローの見直し等による業務の効率化、選果場職員の労働環境整備	プロジェクト会で10項目の内容を検討し、6項目の改善を行い、問題なく運用できています。残りの4項目については、令和8年度以降の課題として検討を進めていきます。
生産者とのデータ連携システムの構築	令和7年産の受入数量（加工含）は44,600 tと平成25年に次ぐ数量となり、予想数量と大きく乖離をしました。今後も事務所長と営農指導員の連携を強化し、データ連携システムの構築を進めていきます。
(2) 施設・再編	
広域選果場の稼働能力に併せた次期再編の枠組みと流通センターの方向性の決定	富士柿でパレット輸送試験を行いました。令和7年より、キウイフルーツについてJA愛媛たいきへの委託選果を開始しました。また共選再編委員会において流通センターの運用について検討を開始し、令和9年7月を目途に方向性を判断していきます。

3. 購買業務

生活小店舗の再編整備	喜須来店舗を令和8年2月末で閉店し、移動購買車の拠点を舌田と日土の2か所へ移転して運行をしています。他の店舗については、収益性、効率性等を考慮しながら次期の再編について継続して検討を行います。
給油所施設の再編整備	県域会社整備構想案について全農エネルギー部門と継続的に意見交換を行い検討をしています。一方で県域JA構想が白紙となり、JAにしようとして地域性、収益性、効率性を考慮したうえで次期再編案を継続的に検討していきます。
農機具センター整備	地元業者と連携し事業検討会を2回実施しました。今後は地元業者と「競合」から「共生」へシフトし農家サービスの提供に当たります。また農機担当職員を全体で1名増員し、11名体制でサービスの充実を図ります。
生産資材店舗の再編と効率化	JAグリーンを一部改装し、農機、肥料、農薬、土農工具、作業用品等を効率よく配置し、機能的でアクセスしやすい店構えを予定しています。また、LINE機能を活用した情報発信を計画しており、生産資材等の商品内容や特売等の情報をいち早く発信できるように準備を進めています。

4. 営農・農業経営

R9園地再編整備事業園地の固定化した研修園地としての活用	事業工期は令和7年度から11年度の5年間、令和7年度に測量設計、令和8年度に測量設計及び工事開始予定、圃場については令和8年度末に完成予定（植栽は9年度末予定）で行政機関と連携をしながら継続的に体制を整えていきます。
------------------------------	--

地域に根差す金融機関として

J Aにしろわは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

農 業 近 代 化 資 金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

農 業 改 良 資 金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

J A 農 業 お ま か せ 資 金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

経営の組織

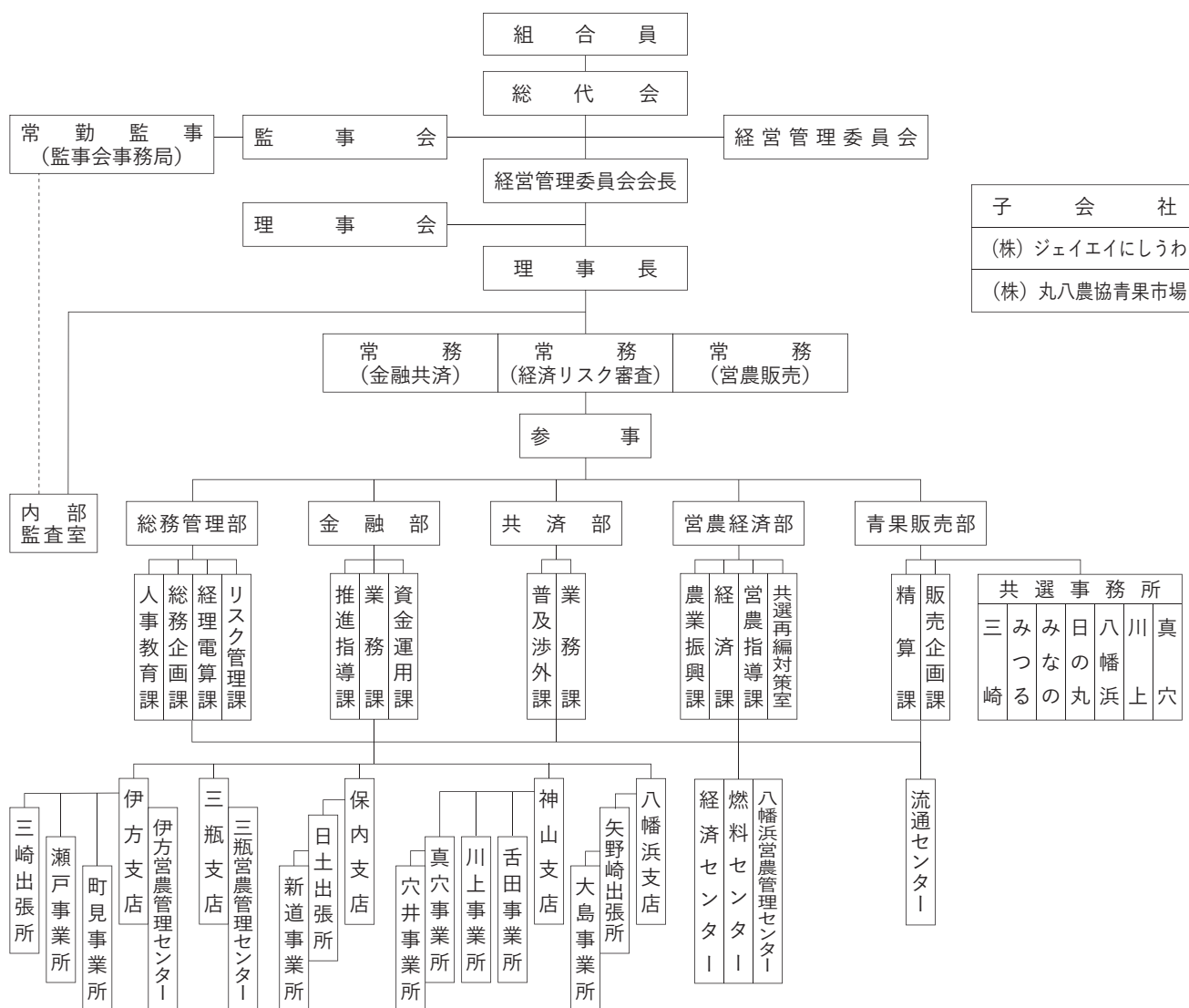
■ 経営管理体制

経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

■ 組織機構（令和8年7月1日現在）



■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和 8 年 3 月末）

区 分		令和 7 年度				令和 6 年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人数	正組合員	3,566	1,117	51	4,734	3,678	1,141	49	4,868
	准組合員	3,149	2,288	24	5,461	3,197	2,226	22	5,445
戸数	正組合員	3,616				3,661			
	准組合員	4,716				4,641			

■ 組合員組織の状況

単位：人（令和 8 年 3 月末現在）

組 織 名	会 員 数
西友会	54
J A にしうわオレンジ会	74
J A にしうわ年金友の会	8,300
西宇和農業協同組合青色申告会	790
西宇和青壮年同志会	320
J A にしうわ女性部	387
ふれあい助け合い組織「たちばな」	36
真穴柑橘共同選果部会	164
川上柑橘共同選果部会	159
八幡浜柑橘共同選果部会	108
日の丸柑橘共同選果部会	93
みなのかみ共同選果部会	431
みつる柑橘共同選果部会	583
三崎柑橘共同選果部会	176
晩柑施設部会	129
キウイ部会	56
富士柿部会	33

注 1. 当 J A の組合員組織を記載しています。

■ 役員一覧

(令和8年7月末現在)

役 職 名	氏 名	備 考
経営管理委員会会長	井 田 敏 勝	
経 営 管 理 委 員	井 伊 敏 郎	
〃	井 上 久 美	
〃	大 星 龍 治	
〃	水 本 覚	
〃	都 築 綾 子	
〃	寺 崎 文 人	
〃	中 村 将 士	
〃	田 口 圭 一	
〃	上 田 壽	
〃	泉 俊 也	
〃	菊 池 正 登	
〃	兵 頭 博 文	
〃	山 木 喜久男	
〃	岡 本 由 美	
〃	井 上 幸 理	

役 職 名	氏 名	備 考
経 営 管 理 委 員	菊 池 繁 生	
〃	松 浦 喜 孝	
〃	岡 本 武	
〃	西 本 史 和	
〃	玉 井 真 吾	
代表理事理事長	小笠原 栄 治	
常 務 理 事	濱 田 延 幸	
〃	山 本 哲 也	
〃	宇都宮 浩 文	
代 表 監 事	清 家 徳 雄	
常 勤 監 事	中 須 匡 亮	
監 事	濱 田 正 弘	
〃	井 上 仁	
〃	上 田 好 孝	
〃	井 上 藤 人	

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年7月末現在）

所在地 東京都港区芝 5-29-11

■ 職員の状況

単位：人（令和8年3月末）

項 目	令和7年度			令和6年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	1	－	1	1	－	1
一 般 職 員	141	82	223	153	82	235
営 農 指 導 員	15	－	15	15	－	15
生 活 指 導 員	－	3	3	－	3	3
出 向 職 員	－	－	－	－	－	－
正 職 員 計	157	85	242	169	85	254
臨時・パート職員	70	92	162	65	92	157
職 員 合 計	227	177	404	234	177	411

注1．新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

■ 店舗一覧（信用店舗）

（令和 8 年 7 月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
本 店	796-0031	八幡浜市江戸岡 1 丁目 12 番 10 号	0894-24-1118
八 幡 浜 支 店	796-0031	八幡浜市江戸岡 1 丁目 12 番 10 号	0894-24-2222
矢 野 崎 出 張 所	796-0048	八幡浜市北浜 1 丁目 1590 番地 34	0894-22-2130
神 山 支 店	796-8010	八幡浜市五反田 1 番耕地 5 番地 1	0894-22-3522
日 土 出 張 所	796-0170	八幡浜市日土町 2 番耕地 263 番地 3	0894-26-1111
三 瓶 支 店	796-0907	西予市三瓶町朝立 1 番耕地 438 番地 211	0894-33-1211
保 内 支 店	796-0202	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地 115 番地	0894-36-0111
伊 方 支 店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦 1087 番地 9	0894-38-0311
三 崎 出 張 所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎 113 番地	0894-54-1122

■ 店舗一覧（信用店舗外）

（令和 8 年 7 月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
大 島 事 業 所	796-8060	八幡浜市大島 2 番耕地 102 番地	0894-28-0200
舌 田 事 業 所	796-8041	八幡浜市合田 2141 番地 9	0894-22-0854
真 穴 事 業 所	796-8053	八幡浜市真網代丙 248 番地	0894-28-0211
川 上 事 業 所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲 1020 番地 1	0894-27-0311
町 見 事 業 所	796-0421	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地 535 番地 24	0894-39-0311
瀬 戸 事 業 所	796-0612	西宇和郡伊方町大久 1176 番地 1	0894-53-0211
三 瓶 選 果 場	796-0907	西予市三瓶町朝立 1 番耕地 546 番地 39	0894-33-3311
真 穴 選 果 場	796-8053	八幡浜市真網代丙 588 番地 3	0894-28-0215
川 上 選 果 場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲 1020 番地 1	0894-27-0333
広 域 選 果 場	796-0112	八幡浜市保内町須川 32 番地 1	0894-36-0225
伊 方 選 果 場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦 739 番地 1	0894-38-2311
三 崎 選 果 場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津 1693 番地	0894-54-2188
中 央 選 果 場	796-0031	八幡浜市江戸岡 1 丁目 12 番 10 号	0894-22-2242
流 通 セ ン タ ー	795-0021	大洲市平野町野田甲 1601 番地 1	0893-24-6871
大 平 給 油 所	796-0003	八幡浜市大平 1 番耕地 812 番地 2	0894-22-3688
燃 料 セ ン タ ー (JASS-PORT にしゅうわ)	796-0112	八幡浜市保内町須川 65 番 1 号	0894-36-3330
三 瓶 セ ル フ S S	796-0907	西予市三瓶町朝立 7 番耕地 116 番地 1	0894-33-3346
保内営農経済センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地 91 番地 1	0894-36-0304
営農管理センター	796-8006	八幡浜市八代 1 丁目 1 番 35 号	0894-24-7502
特 産 セ ン タ ー 甘 柑 日 和	796-0048	八幡浜市北浜 1 丁目 1569 番地 16	0120-478-186 0894-24-7520

■ A T M設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和8年7月末現在)

管 理 店 舗	設 置 場 所	稼 働 時 間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
神 山 支 店	神山支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	神山支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
川上事業所	川上事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
日土出張所	日土出張所	8:45～17:00	9:00～17:00			○		
三 瓶 支 店	三 瓶 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
保 内 支 店	保内支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
伊 方 支 店	伊 方 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
瀬戸事業所	瀬戸農業公園	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○

注1. 空白は休業です。

事業の概況（令和7年度）

令和7年度は、ロシア・ウクライナや特に中東での紛争は終息せず、原油の輸入に関して先行きの不透明感から燃料・資材・原料はもとより食料品全般も値上がりし、前年度以上に生活全般に物価は高騰している状況です。

今期は中期経営計画の初年度にあたり、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「経営基盤の確立・強化」「対話・意志反映」を基本とし、計画の実践に取り組みました。

営農事業では、営農指導事業と併せ各助成事業を行い高品質生産に向けた取り組みを行いました。また、労働力確保、担い手確保等各種補助事業と併せ生産者支援に取り組みました。

経済事業は、農薬・肥料等資材の高騰に対応するため、品目を限定した予約提案等を行い予約購買の推進と奨励措置を実施しました。生活事業においては、地域の安全・安心の暮らしを支える事ができるよう努めました。

中期経営計画の柱である選果場施設の再編においては、広域選果場が完成し、令和8年産稼働に向けて調整を進めています。

本年の温州みかんは、表年傾向で、肥大はよくL・2L比率が高く、春先からの高温・猛暑・干ばつに加え、例年に比べてイノシシの被害が減ったものの、鹿の被害が増加しました。市場出荷は32,858tとここ数年では最高であり、市場単価は392円でした。数量が増大した中で年明けの販売対応を行ったため、中晩柑の販売にも少なからずの影響が出ました。中晩柑も表年基調で、温州同様数量が大きく増加し売上高も伸びました。中晩柑・落葉46億で温州との合計は186億円の販売高（計画比115.2%、前年比146.3%）となりました。

信用事業では種々の管理システム等の導入が完了し、一層の効率化を目指すとともに、推進面でもJAネットバンクアプリプラスなど非対面取引の拡充を進め、お客様の利便性の向上を進めてまいりました。また、農家経営の安定を目的とし、農業資金の活用に取り組みました。

共済事業では人口減少・高齢化が進む中、厳しい環境下ではありましたが「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障に向けてLAを中心に3Q訪問活動を地道に展開するとともに、一般職員による組合員・利用者ニーズを踏まえた情報提供制度の導入を図り、バランスのとれた推進活動を行いました。

● 貯 金 期末残高／ 1,482 億円

県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、顧客ニーズに沿った提案型セールスの強化と地域に根ざした「より一層信頼される金融機関」を目指し、事業活動を展開しました。

● 貸出金 期末残高／ 84 億円

「農業の夢・ヒアリング訪問」を通じ、「JA 農業おまかせ資金」および「農業近代化資金」等を提案し、担い手の経営発展等に応じた支援に取り組みました。また、各種生活ローンの金利優遇キャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。

● 共 済 期末保有契約高／ 2,792 億円

事業基盤の縮小や組合員・利用者の高齢化等、事業環境が大きく変化する中、3Q活動を基軸に万全な保障提供と「ひと・いえ・くるま・農業」分野を意識したバランスのとれた保障提案を実践しました。また、次世代・若年層との接点拡充・強化に取り組みました。

● 購 買 生産資材供給高／ 3,352 百万円 生活資材供給高／ 758 百万円

※青果資材供給高は
含まれていません。

農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めました。また、価格が高騰する中、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」のため、マシン油乳剤、除草剤等、品目を限定した中で値引きを行う等、価格対策に取り組みました。また、予約農薬においては、奨励金による1%の還元措置を実施しました。

● 販 売 柑橘販売高／ 18,681 百万円

「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」は8年目となりました。昨年度から「みかんマイスター」の協力を得た試食宣伝を展開し、にしうワゴン（移動販売車）を最大限活用した販売販促、にしうワゴンパネルを作成し店舗展開を多く行えるようにして販売訴求を行いました。また、店頭試食販売の中で購入者特典ガチャや産地パネルを使用しヤングファミリーの子供達の興味を持たし柑橘購入に繋がっており、西宇和みかんの知名度向上に取り組みました。

● 当期損失金／ 265 百万円

CSRへの取り組み

J Aの組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

C S R（Corporate Social Responsibility）とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

■ 健全な組織運営

● 基本的使命と社会的責任

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

● コンプライアンス態勢

J Aは、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J Aにshawは、平成13年5月31日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

■ 環境との調和

● 自然との共生

J Aにしうわでは、平成 20 年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係わってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

■ 地域社会への貢献

● 地域に密着した貢献活動

J Aにしうわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切にし、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

双岩小学校へ教材本を贈呈

J Aにしうわは 6 月 27 日、八幡浜市立双岩小学校の 5 年生に補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しました。「J Aバンク食農教育応援事業」の一環として、例年子どもたちの食や農業への理解を深めるため取り組みを行っています。

今後も J Aは子どもたちに食や農業の大切さを伝える活動に取り組んでいきます。



L A サンタ訪問

J Aにしうわはクリスマスシーズン、管内各地の L A（ライフアドバイザー）がサンタやトナカイの服を身に着け、J A子ども倶楽部会員のもとを訪問しました。サンタを待つ子どもたちにお菓子などを配り、クリスマスプレゼントを贈りました。

J Aは今後も子育てを頑張る人たちを応援し、子どもの健やかな成長をサポートしていきます。



募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」等に J Aにしうわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J Aにしうわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

リスク管理情報

【基本方針】

J Aにしようは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

さらに、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

市場リスク・・・・・・・・市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするALM委員会を設置し、ALM（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

信用リスク・・・・・・・・貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定のシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

流動性リスク・・・・・・・・予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてALM委員会で検討しています。

事務リスク・・・・・・・・事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

システムリスク・・・・・・・・コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼動に万全を期すとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

オペレーショナルリスク・・・・・・・・業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営そしてマネロン管理システムの活用により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。あわせて CCS（顧客属性照会システム）の利用、異常検知システムによる口座モニタリングの実施により、第一線である営業店での未然防止・早期発見に努めている。またリスク評価書にて自組合の体系的なリスクの傾向の理解に努め、コンプライアンス委員会にて都度の現状を把握するなど、方針に基づいた対応を実施している。インサイダー取引に関する研修会を定期的実施し、それらを回避するコンプライアンス意識の醸成に努めている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

各リスクに関する規程・要領を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに部長会及び理事会にて定期的に協議し対応等の検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および単年での事業計画を策定し、その進捗状況を四半期毎に把握している。また、人材育成にかかる基本的方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

8. 県中央会・連合会等との構築

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会・連合会等と連携する。

〈運用状況について〉

従来からの連合会等との連携をより深め、適切な内部統制構築・運用のため、情報、意見交換を実施している。

個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、亀井化工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

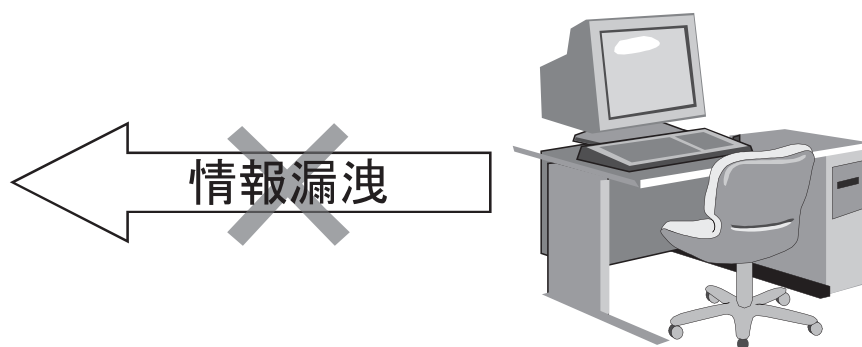
※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当 J A ホームページ（<http://www.ja-nishiuwa.jp>）をご覧ください。

情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （１） 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２） 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （３） 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

J Aバンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当ＪＡにしよう（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（１） お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型

（取引例）

- 当ＪＡの相對債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２） 当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 農業法人等の買収において、当ＪＡが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１） 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２） 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３） 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （４） 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （５） 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融ADR制度への対応

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当JAの相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後1時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所） 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および金融機関の休業日を除く）
共済事業	（一社）日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 https://www.jibai-adr.or.jp/ （一財）日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 https://n-tacc.or.jp/ （一財）交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756（東京本部） https://www.jcstad.or.jp/ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

● 内部監査実績

監 査 の 種 類	部署数
業 務 全 般 監 査	6
現 物 実 査	22
フ ォ ロ ー ア ッ プ 監 査	10

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、19.84%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

● 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,832 百万円（前年度 2,890 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業のご案内

【信用事業】

● 貯金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高い J A バンクを目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる渉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当 J A で年金を受給（予約含む）されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」「J A ネットバンク金利優遇定期貯金」等の拡充・増強も積極的にすすめ、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型（決済用）〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

貯金商品のご案内

種 類		特 色 と 内 容	お預入期間	1 回のお預入単位
総合口座	普通貯金	◎受け取る、支払う、貯める、借りる、の 4 つの機能を 1 冊の通帳にまとめた便利な口座です。 ◎定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の 90%（最高 500 万円）まで自動的に借り入れできます。	出し入れ自由	1 円以上
	定期貯金		1 ヶ月・2 ヶ月 3 ヶ月・6 ヶ月 1 年・2 年・3 年 4 年・5 年	1 円以上
	定期積金		6 ヶ月以上	1,000 円以上
普通貯金		◎手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 ◎お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払等にご利用できます。	出し入れ自由	1 円以上
当座貯金		◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄貯金		◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1 円以上
定期積金		◎お楽しみの目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6 ヶ月以上 10 年以内	1,000 円以上
積立式定期貯金		◎月々の積立を 1 口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満期型 年金型	1 円以上
期日指定定期貯金		◎個人のみの定期貯金で 1 年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて 1 年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
スーパー定期貯金		◎1 ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金		◎1,000 万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金		◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて 6 ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1 年 2 年 3 年	1 円以上

種 類	特 色 と 内 容	お預入期間	1回のお預入単位
財形貯蓄	一般 財形貯金 ◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形 年金貯金 ◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本 550 万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形 住宅貯金 ◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

主な融資商品のご案内

種 類	特 色 と 内 容	金 額	期 間
目的に 合わせて	多目的ローン	◎資金使途の確認できる必要とする一切の生活資金に 10 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン	◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に 10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15年以内
	教育ローン	◎入学金、授業料、アパート家賃等に 10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15年以内
マイホーム のために	一般型	◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に 10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	100%応援型	◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に 10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	借換応援型	◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として 10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	リフォームローン	◎マイホームの増改築・改装・補修等に 10 万円以上 2,000 万円以内	1 年以上 20年以内
使い道 自由	フリーローン	◎必要とする一切の生活資金に 10 万円以上 300 万円以内	10 年以内
	カードローン	◎必要とする一切の生活資金に 10 万円以上 300 万円以内	1 年 (自動更新)
農業 資金として	J A 農業 おまかせ資金 ◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600 万円 認定農業者以外の個人 ：3,000 万円 認定農業者法人 ：7,200 万円 認定農業者以外の法人 ：6,000 万円	設備資金：15 年以内 (据置期間 2 年以内) 運転資金：7 年以内 (据置期間 2 年以内)

主な農業融資のご案内

対 象 者	ご利用頂ける資金
【認定農業者】 農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定新規就農者】 就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定農業者・認定就農者以外の方】 ・主業農業者 ・主業農業経営に準ずる農業経営者 ・上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等） ・一定の基準を満たす任意団体の構成員等	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 アグリマイティー資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【上記以外の方】	アグリマイティー資金 営農ローン J A 農機ハウスローン

● 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や代金取立が安全・確実・迅速にできます。

● 国債・その他

利付国債・割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国のお業態と提携して土曜・日曜・祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

● 手数料一覧

1. 為替手数料

(単位：円)

区 分			手 数 料 (税 込)						
			JAネット バンク利用	機械 利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口 利用	
						MT等	帳票		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無料	無料	無料	110	110	220	
		3万円以上	無料	無料	無料	220	330	440	
	当組合本支店あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県内系統金融機関あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県外系統金融機関あて	3万円未満	110	110	110	110	220	220	
		3万円以上	220	220	220	220	440	440	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	220	385	275	275	495	550
			3万円以上	220	550	330	330	660	770
		文書扱	3万円未満	－	－	－	－	－	440
			3万円以上	－	－	－	－	－	660
給与振込 手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		無料						
	他金融機関あて		220						
代金取立 手数料 1通につき	当組合本支店あて		220						
	電子交換		440						
	他金融機関あて	至急扱 (個別取立)	1,100						
その他 諸手数料	振込の組戻・訂正料1件につき		880						
	不渡手形返却料 1通につき		880						
	取立手形組戻料 1通につき		880						
	取立手形店頭呈示料1通につき		880 ただし、880円を超える取立費用を 要する場合はその実費を申し受けます。						

２．ＡＴＭ利用手数料（１件につき）

（単位：円）

区 分			利用時間	件 数	手数料 (税込)
当組合カード 県内ＪＡカード（注１）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
県外ＪＡカード（注１）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
ＪＦマリンバンクカード	平 日	支 払	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	—	
愛媛銀行カード・伊予銀行カード 三菱東京ＵＦＪカード ゆうちょカード（注２）	平 日	支 払	8:45～18:00	—	無料
			18:00～19:00	１件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	１件	110
他金融機関カード （上記カード除く）	平 日	支 払	8:45～18:00	１件	110
			18:00～19:00	１件	220
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	１件	220
ゆうちょ銀行ＡＴＭ利用 （注３）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	１件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	１件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	１件	110
イーネットＡＴＭ利用 ＬＡＮＳＡＴＭ利用 セブン銀行ＡＴＭ利用 （注４）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	１件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	１件	110
	土曜日	支払・受入	8:00～ 9:00	１件	110
			9:00～14:00	—	無料
			14:00～21:00	１件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	１件	110

注１．利用時間については、当ＪＡの運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

注２．愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京ＵＦＪカードをご利用の場合は支払のみの対応とします。ＪＡカードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京ＵＦＪ銀行のＡＴＭを利用する場合も、支払のみの対応となります。

注３．当ＪＡカード・県内ＪＡカードでゆうちょ銀行のＡＴＭを利用する場合は、ＪＡ単位の手数料設定となります。なお、県外ＪＡカードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内ＪＡのＡＴＭを利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

注４．イーネット・ＬＡＮＳ・セブン銀行のＡＴＭでは、全ＪＡカードが使用可能です。

３．振替・返済等手数料

（単位：円）

区 分	内 容		手数料（税込）
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング（普通貯金→貯蓄貯金）	1 回	無料
	逆スイング（貯蓄貯金→普通貯金）	1 回	110
口座振替	依頼書によるもの 1 件		110
自動振替手数料	1 件につき（定額・定時振替を含む）		55
住宅ローン （1 取引につき）	融資		33,000
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
	固定型	全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		金利変更（固定⇒変動）	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
「JAバンクえひめフラット35」融資手数料 1 取引			55,000

4. 発行手数料

(単位：円)

区 分				手数料 (税込)	
小切手・ 手形用紙等	小切手用紙交付料		1 冊50枚	3,300	
	約束手形用紙交付料			3,300	
	為替手形用紙交付料		1 冊20枚	3,300	
発行手数料	自己宛小切手		1 枚	550	
	融資証明書		1 通	440	
	利息支払証明書		1 通	440	
	残高証明書	当組合所定用紙での発行		1 通	440
		当組合所定外	監査法人	1 通	3,300
		用紙での発行	その他	1 通	1,430
取引履歴明細表	取引履歴明細表 (※)		1 取引先	550	
再発行手数料	通帳		1 冊	1,100	
	証書		1 通	1,100	
	キャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード		1 枚	1,100	
	ローンカード		1 枚	1,100	
窓口両替	50枚以下			無料	
	51枚以上100枚以下			330	
	101枚以上1,000枚以下			440	
	1,001枚以上			1,000 枚毎に 440 円追加	

※ 一般取引先（個人・法人）に限ります。

5. 国債振替決済口座管理手数料

区 分	基 準	手数料 (税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1 通	無料

6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項 目	基 準	手数料 (税抜)		
		料率	上限	下限
発行金融機関手数料	1 回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1 %	100	15

7. ネットバンキング利用手数料

内 容	手数料 (税込)
ネットバンキング利用 (インターネットモバイル)	1 契約 (月間) 無料

8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内 容	手数料 (税込)
店頭での受取の場合	1 件 550
郵送の場合	1 件 1,100

9. 税務署など調査手数料

区 分	手数料
残高・履歴等	1 枚につき 20 円 + 消費税

10. 口座開設手数料 (新設)

区 分	内 容	手数料 (税込)
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	3,300 円

11. 株式払込金取扱手数料

(1) 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般の払込に適用します。

手数料 = (有償払込額 × χ / 1,000 円 + 5 円 × 受付票または領収証通数)

× (1 + 消費税の税率 + 地方消費税の税率)

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
340百万円未満	3.50	1,100 百万円以上	2.45	3,000 百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200 〃	2.40	4,000 〃	1.85
380 〃	3.30	1,300 〃	2.35	5,000 〃	1.80
420 〃	3.20	1,400 〃	2.30	6,250 〃	1.75
460 〃	3.10	1,500 〃	2.25	7,500 〃	1.70
500 〃	3.00	1,600 〃	2.20	8,750 〃	1.65
600 〃	2.90	1,700 〃	2.15	10,000 〃	1.60
700 〃	2.80	1,800 〃	2.10	11,250 〃	1.55
800 〃	2.70	1,900 〃	2.05	12,500 〃	1.50
900 〃	2.60	2,000 〃	2.00	15,000 百万円	1.45
1,000 〃	2.50	2,500 〃	1.95	15,000 百万円超過	χ

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点 3 位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注 1. 有償払込額 30 億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することが出来るものとします。

(2) 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。

通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

手数料 = 有償払込額 × χ / 1,000 × (1 + 消費税の税率 + 地方消費税の税率)

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
50 百万円未満	2.50	2,500 百万円以上	0.59	8,000 百万円以上	0.35
50 百万円以上	2.00	3,000 〃	0.55	8,500 〃	0.34
100 〃	1.50	3,500 〃	0.51	9,000 〃	0.33
300 〃	1.20	4,000 〃	0.48	10,000 〃	0.30
500 〃	1.00	4,500 〃	0.45	11,000 〃	0.29
700 〃	0.85	5,000 〃	0.43	12,000 〃	0.28
1,000 〃	0.75	5,500 〃	0.41	13,000 〃	0.27
1,300 〃	0.69	6,000 〃	0.40	14,000 〃	0.26
1,500 〃	0.66	6,500 〃	0.39	15,000 百万円	0.25
1,700 〃	0.64	7,000 〃	0.38	15,000 百万円超過	χ
2,000 〃	0.62	7,500 〃	0.36		

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点 3 位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注 1. 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

12. 未利用口座管理手数料

内 容	手数料 (税込)
年 間	1,320 円

13. 大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料 (税込)
大量硬貨 入出金手数料	50 枚以下	無料
	51 枚以上 100 枚以下	330 円
	101 枚以上 1,000 枚以下	440 円
	1,001 枚以上	1,000 枚ごとに 440 円加算

【共済事業】

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・障害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3 Q 訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方にオススメです		共済の種類
ひとの保障	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型終身共済
	まとまった資金を活用したい方	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)
	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	定期生命共済
	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方	定期生命共済（逡減期間設定型）みちびき
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済 メディフル
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型医療共済
	がんに手厚く備えたい方	がん共済
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	生活障害共済 働くわたしのささエール
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	認知症共済
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済
	まとまった資金を活用したい方	一時払介護共済
	老後の生活資金の準備を始めたい方	予定利率変動型年金共済 ライフロード
いへの保障	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	こども共済
くるまの保障	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス
農業者向けの保障	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	自動車共済 クルマスター
	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業者賠償責任共済 ファーマスト

※他にも「一時払終身共済（平 28.10）」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、C A（シトラスアドバイザー）を選任して、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、生産者の相談者になれるよう育成にも取り組んでいます。

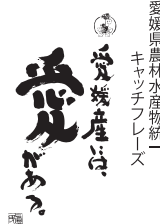
【農業経営事業】

平成 29 年度から、当たり手のいない優良園地の一時的な管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）の安定供給に努めています。

また、平成 30 年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も浸透し知名度を上げています。



西宇和みかん

うまいわ、
にしうわ。

<ロゴマークについて>

●「Nマーク」は日本を代表するみかん産地の証し

日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100 年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる、「みかんの聖地」「みかんのブルゴーニュ（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。

おいしいみかんを探す目印にしてください。

●「Nマーク」が生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられています。

そこでJAにしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「Nマーク」の表示を平成 30 年度出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどにNマークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。



系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

● 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「※ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2025 年 3 月末における残高は 1,653 億円となっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025 年 3 月末現在で 4,861 億円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)	科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	146,774,711	148,389,757	1. 信用事業負債	148,454,127	149,275,398
(1) 現金	402,619	419,448	(1) 貯金	148,206,516	149,029,278
(2) 預金	124,701,722	125,673,656	(2) その他信用事業負債	247,610	246,120
系統預金	124,690,957	125,670,550	未払費用	116,289	41,597
系統外預金	10,765	3,105	その他の負債	131,321	204,522
(3) 有価証券	12,857,470	13,238,440	2. 共済事業負債	478,421	460,263
国債	12,678,750	13,047,740	(1) 共済資金	250,534	237,698
地方債	178,720	190,700	(2) 未経過共済付加収入	217,625	215,013
(4) 貸出金	8,470,184	8,818,506	(3) 共済未払費用	10,261	7,551
証書貸付金	8,220,100	8,541,766	3. 経済事業負債	3,860,983	3,290,960
当座貸越	250,084	276,739	(1) 経済事業未払金	465,921	627,458
(5) その他信用事業資産	410,483	319,497	(2) 経済受託債務	3,395,061	2,663,502
未収収益	196,753	137,190	(3) その他の経済事業負債	—	—
その他の資産	213,729	182,307	4. 雑負債	2,940,334	341,595
(6) 貸倒引当金	△ 67,768	△ 79,791	(1) 未払法人税等	34,998	5,468
2. 共済事業資産	2,947	906	(2) リース債務	—	—
(1) その他の共済事業資産	2,947	906	(3) 資産除去債務	3,509	3,434
3. 経済事業資産	4,397,450	3,795,763	(4) その他の負債	2,901,825	332,692
(1) 経済事業未収金	752,494	732,451	5. 諸引当金	458,369	506,627
(2) 経済受託債権	1,853,436	1,353,406	(1) 賞与引当金	63,324	64,588
(3) 棚卸資産	1,410,880	1,328,447	(2) 退職給付引当金	377,976	409,788
購買品	1,410,880	1,328,447	(3) 役員退職慰労引当金	17,067	32,250
(4) その他の経済事業資産	389,433	400,210	6. 繰延税金負債	—	—
(5) 貸倒引当金	△ 8,795	△ 18,752	7. 再評価に係る繰延税金負債	709,195	746,530
4. 雑資産	1,033,096	653,942			
5. 固定資産	8,479,065	7,272,688	負債の部合計	156,901,431	154,621,376
(1) 有形固定資産	8,378,155	7,138,143	(純資産の部)		
建物	8,863,825	7,705,750	1. 組合員資本	11,408,248	11,666,827
機械装置	5,136,497	5,142,133	(1) 出資金	2,832,108	2,890,069
土地	4,861,104	5,208,616	(2) 資本準備金	707	707
リース資産	—	—	(3) 利益剰余金	8,589,042	8,820,470
建設仮勘定	762,231	102,017	利益準備金	4,239,386	4,239,386
その他の有形固定資産	2,000,932	2,033,387	その他利益剰余金	4,349,656	4,581,084
減価償却累計額	△ 13,246,438	△ 13,053,762	営農振興積立金	610,000	560,000
(2) 無形固定資産	100,910	134,544	経営安定化対策積立金	200,000	200,000
6. 外部出資	6,867,387	6,867,387	地域農業振興積立金	33,696	34,102
系統出資	6,654,024	6,628,075	土地減損対策積立金	1,350,075	1,538,460
系統外出資	124,782	150,732	共選再編積立金	241,368	241,368
子会社等出資	88,580	88,580	選果場施設再編整備積立金	1,500,000	1,500,000
7. 繰延税金資産	216,732	179,827	当期末処分剰余金	414,515	507,152
			(うち当期剰余金)	(△ 265,692)	(51,379)
			(4) 処分未済持分	△ 13,610	△ 44,420
			2. 評価・換算差額等	△ 538,289	872,068
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,017,772	△ 695,999
			(2) 土地再評価差額金	1,479,482	1,568,068
			純資産の部合計	10,869,958	12,538,896
資産の部合計	167,771,390	167,160,273	負債及び純資産合計	167,771,390	167,160,273

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 7 年度 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)	科 目	令和 7 年度 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
1. 事業総利益	2,969,166	2,825,781	2. 事業管理費	2,737,745	2,735,896
事業収益	7,883,134	7,418,511	人件費	1,836,861	1,832,025
事業費用	4,913,967	4,592,730	業務費	278,273	266,167
(1) 信用事業収益	1,360,879	1,176,707	諸税負担金	98,670	103,798
資金運用収益	1,257,530	1,091,759	施設費	520,297	530,539
役務取引等収益	35,325	33,552	その他事業管理費	3,641	3,365
その他事業直接収益	46,142	—	事 業 利 益	231,420	89,884
その他経常収益	21,881	51,396	3. 事業外収益	212,924	222,707
(2) 信用事業費用	547,280	317,561	受取雑利息	5,377	5,990
資金調達費用	307,564	108,256	受取出資配当金	161,662	161,400
役務取引等費用	12,207	11,533	賃貸料	29,385	31,720
その他事業直接費用	204,115	171,532	職員厚生貸付金利息	1,187	1,312
その他経常費用	23,393	26,239	雑収入	15,310	22,282
(うち貸倒引当金戻入益)	(△10,995)	(△8,607)	4. 事業外費用	15,249	33,496
信用事業総利益	813,599	859,146	支払雑利息	—	660
(3) 共済事業収益	568,693	581,989	寄付金	630	578
共済付加収入	528,243	545,538	賃貸物件等経費	5,585	5,616
その他の収益	40,449	36,450	雑損失	9,033	26,641
(4) 共済事業費用	46,344	44,214	経 常 利 益	429,095	279,095
共済推進費	23,049	21,534	5. 特別利益	2,248,093	46,259
その他の費用	23,294	22,679	固定資産処分益	—	—
共済事業総利益	522,348	537,775	固定資産処分負担金	—	44,984
(5) 購買事業収益	4,800,745	4,671,059	一般補助金	2,248,093	1,275
購買品供給高	4,622,001	4,498,652	6. 特別損失	2,901,397	180,230
購買手数料	117,307	115,784	固定資産処分損	360	4,838
その他の収益	61,436	56,623	固定資産除去損	—	113,020
(6) 購買事業費用	3,904,555	3,834,018	固定資産圧縮損	2,248,093	1,275
購買品供給原価	3,831,064	3,732,701	減損損失	652,943	61,097
その他の費用	73,491	101,317	税引前当期利益	△ 224,208	145,124
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(3,088)	法人税・住民税及び事業税	67,534	5,692
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,887)	—	過年度法人税等追徴税額	34,629	—
(うち貸倒損失)	—	(△5)	法人税等調整額	△ 60,679	88,052
購買事業総利益	896,190	837,040	法人税等合計	41,484	93,744
(7) 販売事業収益	985,301	813,693	当期剰余金	△ 265,692	51,379
販売品販売高	440,713	416,178	当期首繰越剰余金	375,258	221,940
販売手数料	509,503	348,104	土地再評価差額金取崩額	88,585	4,844
その他の収益	35,084	49,410	土地減損対策積立金取崩額	215,957	9,890
(8) 販売事業費用	334,578	307,608	地域農業振興積立金取崩額	405	405
販売品販売原価	303,838	285,308	共選再編積立金取崩額	—	118,631
その他の費用	30,739	22,299	経営安定化対策積立金取崩額	—	100,059
販売事業総利益	650,723	506,085	当 期 末 処 分 剰 余 金	414,515	507,152
(9) その他事業収益	198,488	204,008	注 1. 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度 については、各事業の収益及び費用を合算し、 事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」 「事業費用」を表示しています。		
(10) その他事業費用	15,819	18,057			
(うち貸倒引当金戻入益)	(8)	(△4)			
その他事業総利益	182,669	185,951			
(11) 指導事業収入	3,187	4,707			
(12) 指導事業支出	99,552	104,925			
指導事業収支差額	△ 96,364	△ 100,217			

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式：移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

①時価のあるもの ：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）購買品

①肥料・農薬の主要品目：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②上記以外の品目 ：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の貸倒実績率を基に翌 1 年間又

は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。また、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 652,943千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度に作成した事業収支シミュレーション（対策後）を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッ

シュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 11,135,916 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,120,054 千円 機械装置 7,010,045 千円 その他の有形固定資産 5,817 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	370 千円
子会社に対する金銭債務の総額	446,206 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	64,076 千円
--------------------------	-----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 85,360 千円、危険債権額は 84,376 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 169,736 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日

平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,448,431 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

IV. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	21,390千円
うち事業取引高	5,052 千円
うち事業取引以外の取引高	16,338 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額	15,196千円
うち事業取引高	15,184 千円
うち事業取引以外の取引高	12 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
三 瓶 給 油 所	一般資産	建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	建物・機械装置	
J A グ リ ー ン	〃	土地・建物・その他の有形固定資産	
三 崎 (Aコープ・選果場含む)	〃	土地・建物・機械装置・ その他の有形固定資産	
富 士 貯 蔵 庫	賃貸資産	土地・建物・機械装置	業務外固定資産
旧 集 中 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊休資産	土地	業務外固定資産
三 崎 旧 松 集 荷 所	〃	土地	業務外固定資産
双 岩 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
磯 津 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
大 江 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
周 木 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産

場 所	用 途	種 類	その他
二 及 事 業 所	遊休資産	土地	業務外固定資産
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
皆 江 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
三 崎	〃	土地	業務外固定資産
二 名 津 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
だ ん だ ん 三 瓶	〃	土地	業務外固定資産
喜 須 来 生 活 店 舗	〃	建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所、J A グリーン、三崎（A コープ・選果場含む））は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（富士貯蔵庫、旧集中事業所）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、三崎旧松集荷所、双岩事業所、磯津事業所、大江事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎、二名津事業所、だんだん三瓶）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

喜須来生活店舗は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	種 類			
		土 地	建 物	機械装置	その他の 有形固定資産
三 瓶 給 油 所	34,865	—	14,336	20,500	27
大 平 給 油 所	533	—	198	334	—
J A グ リ ー ン	234,370	133,142	95,432	—	5,793
三崎(Aコープ・選果場含む)	312,447	158,477	108,599	8,841	36,527
富 士 貯 蔵 庫	51,604	49,084	2,434	85	—
旧 集 中 事 業 所	1,988	1,988	—	—	—
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	11	11	—	—	—
三 崎 旧 松 集 荷 所	4	4	—	—	—
双 岩 事 業 所	184	184	—	—	—
磯 津 事 業 所	67	67	—	—	—
大 江 事 業 所	76	76	—	—	—
周 木 事 業 所	918	918	—	—	—

(単位：千円)

場 所	合 計	種 類			
		土 地	建 物	機械装置	その他の 有形固定資産
二 及 事 業 所	267	267	—	—	—
蔵 貫 事 業 所	2,362	2,362	—	—	—
皆 江 事 業 所	92	92	—	—	—
三 崎	36	36	—	—	—
二 名 津 事 業 所	187	187	—	—	—
だ ん だ ん 三 瓶	609	609	—	—	—
喜 須 来 生 活 店 舗	12,316	—	12,316	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、J Aグリーン、三崎（Aコープ・選果場含む）、富士貯蔵庫、旧集中事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎旧松集荷所、双岩事業所、磯津事業所、大江事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎、二名津事業所、だんだん三瓶、喜須来生活店舗の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,540 千円の棚卸評価損が含まれています。

V. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸

出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が773,492千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	124,701,722	124,140,142	△ 561,580
有 価 証 券	12,857,470	12,857,470	－
そ の 他 有 価 証 券	12,857,470	12,857,470	－
貸 出 金	8,470,184		
貸 倒 引 当 金 (*1)	△ 67,768		
貸 倒 引 当 金 控 除 後	8,402,416	7,807,208	△ 595,207
資 産 計	145,961,608	144,804,821	△ 1,156,787
貯 金	148,206,516	147,801,869	△ 404,647
負 債 計	148,206,516	147,801,869	△ 404,647

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,867,387

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預 金	124,701,722	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	14,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	14,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	924,369	646,318	524,120	429,189	377,088	5,511,538
合 計	125,626,091	646,318	524,120	429,189	377,088	20,411,538

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 250,084 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 57,559 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯 金 (*1)	142,500,121	2,998,418	1,904,481	508,149	214,911	80,434

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VI. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	12,678,750	14,672,715	△ 1,993,965
	地方債	178,720	202,527	△ 23,807
	小 計	12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772
合 計		12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券	3,158,377	46,142	204,115
国債	3,158,377	46,142	204,115

VII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,018,876 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		719,148 千円
勤務費用		17,470 千円
利息費用		5,177 千円
数理計算上の差異の発生額	△	255,999 千円
退職給付の支払額	△	75,689 千円
期末における退職給付債務（控除後）		410,107 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		307,537 千円
期待運用収益		3,321 千円
数理計算上の差異の発生額		33 千円
年金制度への拠出金		11,831 千円
退職給付の支払額	△	33,308 千円
期末における年金資産		289,415 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,428,983 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,018,876 千円
退職給付債務（控除後）		410,107 千円
年金資産	△	289,415 千円
未積立退職給付債務		120,691 千円
未認識過去勤務費用		44,762 千円
未認識数理計算上の差異		212,523 千円
貸借対照表計上額純額		377,976 千円
退職給付引当金		377,976 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		17,470 千円
利息費用		5,177 千円
期待運用収益	△	3,321 千円
数理計算上の差異の費用処理額		14,503 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428 千円
小計		22,401 千円
特定退職共済制度への拠出金		65,888 千円
臨時に支払った割増退職金		534 千円
合計		88,824 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.45%
長期期待運用収益率	1.08%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,919 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、142,275 千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金超過額	17,971 千円
	退職給付引当金超過額	107,269 千円
	貸倒引当金超過額	13,931 千円
	雑損失否認額	20,966 千円
	減損損失否認額	446,106 千円
	未払事業税	3,968 千円
	その他有価証券評価差額金	572,643 千円
	役員退職慰労引当金	4,843 千円
	その他	28,273 千円
	繰延税金資産 小計	1,215,975 千円
繰延税金負債	評価性引当額	△ 998,879 千円
	繰延税金資産 合計 (A)	217,095 千円
	有形固定資産 (資産除去債務)	△ 362 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 362 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)		216,733 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

当事業年度は税引前当期損失であるため、「法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因」の注記を省略しております。

IX. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) オペレーティング・リース取引 (借り手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	4,800	42,025	46,825

事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
人 件 費	役員報酬	57,410	57,195
	給料手当	1,414,687	1,404,393
	うち賞与引当金繰入額	63,324	64,588
	福利厚生費	270,215	269,104
	退職給付費用	88,824	94,482
	役員退職慰労金	5,723	6,850
	うち役員退職慰労引当金繰入額	5,187	6,850
	小 計	1,836,861	1,832,025
業 務 費	会議費	19,627	19,422
	接待交際費	1,196	1,041
	宣伝広告費	1,792	1,265
	通信費	41,305	40,895
	印刷消耗品費	23,213	25,314
	図書研修費	15,522	16,061
	業務委託費	166,548	154,313
	旅費	9,066	7,853
	小 計	278,273	266,167
諸 税 負 担 金	租税公課	61,356	67,329
	支払賦課金	30,376	30,495
	分担金	6,936	5,973
	小 計	98,670	103,798
施 設 費	減価償却費	252,925	257,710
	保守修繕費	58,875	75,482
	保険料	24,339	28,108
	水道光熱費	64,995	65,494
	賃借料	55,778	40,432
	消耗備品費	3,496	2,511
	車両費	39,585	38,846
	施設管理費	20,302	21,954
	小 計	520,297	530,539
その他事業管理費		3,641	3,365
合 計		2,737,745	2,735,896

注 1. 給料手当は賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算して記載しています。また、役員退職慰労金も同様に役員退職慰労引当金戻入額を控除し、役員退職慰労引当金繰入額を加算して記載しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
当期末処分剰余金	414,515	507,152
任意積立金取崩額	1,350,075	—
土地減損対策積立金	1,350,075	—
剰余金処分額	1,492,154	131,893
任意積立金	1,450,075	77,573
営農振興積立金	—	50,000
経営安定化対策積立金	1,450,075	—
土地減損対策積立金	—	27,573
事業分量配当金	—	11,677
出資配当金	42,079	42,643
次期繰越剰余金	272,435	375,258

注 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和 7 年度 1.5% 令和 6 年度 1.5%

注 2. 事業分量による配当の基準は、次のとおりです。

令和 7 年度 なし 令和 6 年度 肥料の年間供給高に対し 2.0%

注 3. 任意積立金における目的積立金の名称及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

名 称：営農振興積立金

積立目的：営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的としています。

積立目標額：営農指導事業に係る費用の財源確保を目指して出資金の 2 倍に達するまでの金額としています。

積立基準：毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額）の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を基準としています。

取崩基準：原則として取り崩しは行いません。ただし、農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には、経営管理委員会の決議を経て取り崩すことができます。

名 称：経営安定化対策積立金

積立目的：将来突発的に発生するリスク（有価証券の減損損失及び売却損、固定資産の減損損失等、会計変更等に伴う多額の費用処理、組合の財務に大きな影響を及ぼす損失及び支出）への備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的としています。

積立目標額：2,000,000,000 円

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：地域農業振興対策積立金

積立目的：旧日土青果農業協同組合、旧伊方町農業協同組合、旧三瓶町農業協同組合の合併持分調整に伴う造成基金を適切に管理するとともに、該当支店の農業振興対策事業、営農振興強化対策事業に必要な資金を確保することを目的としています。

積立額：33,696,978 円

積立基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。

取崩基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。また、該当支店の支店運営委員会の協議を経て、経営管理委員会の決議により行うものとしています。

名 称：土地減損対策積立金

積立目的：固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充ててを目的としています。

積立目標額：土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額としています。

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって当該土地の減損額に相当する積立額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：共選再編積立金

積立目的：共選体制を維持するための共選再編に向けて、建物の建設費、機械装置の更新費等に充ててを目的としています。

積立額：241,368,300 円

積立基準：以後の積み立ては行いません。

取崩基準：所定の事由に対し柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。

名 称：選果場施設再編整備積立金

積立目的：将来にわたって共同選果・販売の体制を維持し、強固にするため選果場施設の再編整備に充ててを目的としています。

積立額：1,500,000,000 円

積立基準：経営安定化対策積立金を取り崩し繰り入れることとしています。

取崩基準：選果場施設再編整備に伴う機械設備等の取得に対する減価償却費等の受益者負担に充てため、再編を行う柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。なお、1施設に対し、機械設備取得費総額（補助事業対象外も含む）の20%以内で、上限5億円、期間は5年以内とし、要請時に取り崩し計画を立て取り崩すこととしています。

部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	7,917,296	1,360,879	568,693	4,848,203	1,136,332	3,187	
事業費用②	4,948,130	547,280	46,344	3,443,687	811,265	99,552	
事業総利益 ①－②③	2,969,166	813,599	522,348	1,404,516	325,066	△ 96,364	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	2,737,745 (252,925) (1,836,861)	681,820 (69,114) (375,511)	393,827 (40,102) (282,547)	887,177 (91,715) (602,639)	510,567 (37,106) (362,690)	264,352 (14,885) (213,473)	
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		256,682 (26,019) (79,480)	142,038 (14,463) (35,867)	323,897 (33,484) (82,327)	168,307 (12,232) (35,046)	42,459 (2,390) (△ 4,827)	△ 933,384 (△ 88,590) (△ 227,893)
事業利益 ③－④⑧	231,420	131,778	128,521	517,338	△ 185,500	△ 360,717	
事業外収益⑨	212,924	58,027	31,453	76,770	37,270	9,402	
うち共通分⑩		56,840	31,453	71,724	37,270	9,402	△ 206,691
事業外費用⑪	15,249	5,101	2,119	4,853	2,541	633	
うち共通分⑫		3,830	2,119	4,833	2,511	633	△ 13,928
経常利益 ⑧＋⑨－⑪⑬	429,095	184,705	157,854	589,255	△ 150,771	△ 351,948	
特別利益⑭	2,248,093	－	－	2,248,093	－	－	
うち共通分⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失⑯	2,901,397	179,659	99,416	2,474,798	117,803	29,718	
うち共通分⑰		179,659	99,416	226,705	117,803	29,718	△ 653,304
税引前当期利益 ⑬＋⑭－⑯⑱	△ 224,208	5,045	58,438	362,549	△ 268,575	△ 381,667	
営農指導事業分 配 賦 額⑲		76,333	76,333	190,833	38,166	△ 381,667	
営農指導事業 配 賦 後⑳ 税引前当期利益	△ 224,208	△ 71,287	△ 17,895	171,716	△ 306,741		

注1. 損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

配賦割合

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	27.5	15.2	34.7	18.0	4.5	100
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	－	100

部門別の資産

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業別の総資産	167,771,390	150,623,846	1,499,747	4,760,509	1,104,342	2,390	9,754,604
総 資 産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	167,771,390 (8,479,065)	153,306,380 (2,331,758)	2,984,156 (1,290,304)	8,145,496 (2,942,356)	2,863,283 (1,528,937)	446,123 (385,708)	

経営者確認書

- 1 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月25日
西宇和農業協同組合
代表理事理事長 小笠原 栄治

会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法／農協法＞			
信用事業総与信		信用事業 以外の与信	信用事業総与信		信用事業 以外の与信	
貸出金	その他債権		貸出金	その他債権		
破綻先			破産更生債権及び これらに準ずる債権			
実質破綻先			危険債権			
破綻懸念先			要管理債権			
要注意先	要管理先		三月以上延滞債権			
	その他要注意先		貸出条件緩和債権			
	正常先		正常債権			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息に支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特産の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

4.「3ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

注1. 農協法施行規則の一部改正により、金融再生法開示債権と農協法施行規則による開示債権の一本化が図られました。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
経常収益（事業収益）	7,917,296	7,452,166	8,517,654	8,688,806	9,019,001
信用事業	1,360,879	1,176,707	1,131,229	1,117,065	1,115,089
共済事業	568,693	581,989	614,168	637,308	698,575
農業関連事業	4,848,203	4,600,453	5,553,624	5,605,400	5,839,770
その他事業	1,139,519	1,093,015	1,218,632	1,329,031	1,365,566
経常利益	429,095	279,095	729,869	725,675	723,619
当期剰余金	△ 265,692	51,379	499,948	568,170	352,097
純資産額	10,869,958	12,538,896	13,381,755	13,176,725	12,943,556
出資金	2,832,108	2,890,069	2,920,990	2,923,199	2,915,602
利益準備金	4,239,386	4,239,386	4,239,386	4,119,386	4,039,386
再評価差額金	1,479,482	1,568,068	1,591,852	1,594,808	1,642,490
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	3,935,141	4,073,931	3,890,108	3,475,061	3,167,431
有価証券等評価差額金	△ 2,017,772	△ 695,999	53,158	328,029	601,375
当期末処分剰余金	414,515	507,152	697,292	793,825	608,514
処分未済持分	△ 13,610	△ 44,420	△ 11,740	△ 58,293	△ 31,952
総資産額	167,771,390	167,160,273	173,300,863	173,879,362	174,662,432
貯金残高	148,206,516	149,029,278	153,626,927	154,179,566	154,640,776
貸出金残高	8,470,184	8,818,506	9,004,749	8,203,720	8,631,804
預金残高	124,701,722	125,673,656	133,269,721	135,158,331	134,827,596
有価証券残高	12,857,470	13,238,440	10,617,660	9,478,110	9,637,320
剰余金配当金額	42,079	54,320	62,540	64,391	42,910
事業分量配当	—	11,677	19,475	21,675	—
出資配当額	42,079	42,643	43,065	42,715	42,910
組合員数	10,195	10,313	10,566	10,752	11,026
正組合員	4,734	4,868	5,002	5,119	5,243
准組合員	5,461	5,445	5,564	5,633	5,783
役員数	30	30	30	31	30
理事	4	4	4	4	4
経営管理委員	20	20	20	21	20
監事	6	6	6	6	6
職員数	242	254	257	271	279
男	157	169	173	187	198
女	85	85	84	84	81
単体自己資本比率	19.84	21.22	18.90	17.52	16.75

直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	949,966	983,502	△ 33,536
役務取引等収支	23,117	22,019	1,098
その他信用事業収支	△ 159,484	△ 146,375	△ 13,108
信用事業粗利益	815,111	833,989	△ 18,877
信用事業粗収益率	0.56	0.55	0.00
事業粗利益	3,122,896	2,965,837	143,385
事業粗収益率	1.80	1.68	0.12
事業純益	385,150	229,941	155,209
実質事業純益	385,150	229,941	155,209
コア事業純益	543,122	401,473	141,649
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	543,122	401,473	141,649

注1. 信用事業粗収益率=信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2. 事業粗収益率=事業粗収益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	143,726	1,257	0.87	149,127	1,091	0.73
預金	120,561	886	0.73	127,378	783	0.61
有価証券	14,436	238	1.65	12,740	171	1.34
貸出金	8,728	132	1.51	9,007	136	1.51
資金調達勘定	145,912	307	0.21	150,352	108	0.07
貯金・定期積金	145,912	307	0.21	150,352	108	0.07
借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利鞘	—	—	0.37	—	—	0.38

注1. 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	165,771	54,515
うち貸出金	△ 4,125	11,163
商品有価証券	—	—
有価証券	66,538	52,395
コールローン	—	—
買入手形	—	—
預金	103,357	△ 9,042
支払利息	199,307	78,254
うち貯金	199,307	78,254
譲渡性貯金	—	—
借入金	0	0
差 引	△ 33,536	△ 23,738

注1. 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位：%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.25	0.10	0.15
資本経常利益率	3.23	1.28	1.95
総資産当期純利益率	△ 0.15	0.02	△ 0.17
資本当期純利益率	△ 2.00	0.38	△ 2.38

注1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産×100

注2. 資本経常利益率=経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

注4. 資本当期純利益率=当期純利益÷資本勘定平均残高×100

貯金に関する指標

【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	65,451,579	44.16	65,112,949	43.69	338,630
当座貯金	334,960		345,505		△ 10,544
普通貯金	64,664,655		64,319,153		345,501
貯蓄貯金	445,171		444,430		740
通知貯金	—		—		—
別段貯金	6,721		3,755		2,965
その他貯金	70		103		△ 32
定期性貯金	82,754,937	55.83	83,916,329	56.30	△ 1,161,392
定期貯金	80,924,381		81,695,862		△ 771,481
定期積金	1,830,555		2,220,466		△ 389,911
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	148,206,516	100.00	149,029,278	100.00	△ 822,761
組合員貯金	128,121,090	86.44	128,162,670	85.99	△ 41,580
うち同一世帯に属するもの	52,563,529		55,794,818		△ 3,231,289
うちその他非営利法人	593,883		618,067		△ 24,184
うち地方公共団体	11,484,532		12,072,798		△ 588,266
組合員以外の貯金	20,085,425	13.55	20,866,608	14.00	△ 781,183

【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	62,393,083	42.76	63,013,222	41.91	△ 620,139
定期性貯金	83,493,750	57.23	87,311,196	58.08	△ 3,817,446
小 計	145,886,833		150,324,419		△ 4,437,585
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	145,886,833	100.00	150,324,419	100.00	△ 4,437,585

【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	80,924,381	100.00	81,695,862	100.00	△ 771,481
うち固定自由金利定期	80,913,483	99.98	81,685,297	99.98	△ 771,813
変動自由金利定期	10,898	0.01	10,565	0.01	332

注 1. 固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注 2. 変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

貸出金に関する指標

【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,220,100	97.04	8,541,766	96.86	△ 321,666
当座貸越	250,084	2.95	276,739	3.13	△ 26,655
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,470,184	100.00	8,818,506	100.00	△ 348,322
組合員貸出金	5,964,847	70.42	5,978,564	68.08	△ 13,717
うち同一世帯に属するもの	36,152		37,310		△ 1,158
組合員以外の貸出金	2,505,337	29.57	2,802,631	31.91	△ 297,294
地方公共団体	270,848		404,519		△ 133,671
その他員外	2,234,489		2,398,112		△ 163,622

【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,414,883	96.40	8,679,171	96.35	△ 264,288
当座貸越	313,757	3.59	328,205	3.64	△ 14,447
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,728,641	100.00	9,007,376	100.00	△ 278,735

【貸出金の金利条件別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	8,333,987	98.39	8,472,594	96.07	△ 138,607
変動金利貸出	136,196	1.60	345,912	3.92	△ 209,716
合 計	8,470,184	100.00	8,818,506	100.00	△ 348,322

注 1. 固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注 2. 変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

【貸出金の担保別内訳残高】

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
担 保	436,131	521,079	△ 84,948
当組合貯金・積金	226,029	205,812	20,217
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	210,102	315,266	△ 105,164
保 証	5,541,014	5,525,772	15,242
農業信用基金協会	5,234,588	5,239,243	△ 4,655
その他	306,426	286,529	19,897
信 用	2,493,038	2,771,655	△ 278,617
合 計	8,470,184	8,818,506	△ 348,322

【貸出金の業種別残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	2,330,133	27.50	2,385,432	27.05	△ 55,299
林業	956	—	—	—	—
水産業	85,278	1.00	99,674	1.13	△ 14,396
製造業	298,320	3.52	275,717	3.12	22,603
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	522,078	6.16	515,484	5.84	6,594
電器・ガス・水道業	168,322	1.98	133,880	1.51	34,442
運輸・通信業	122,549	1.44	115,564	1.31	6,985
卸売・小売業・飲食店	135,871	1.60	148,061	1.67	△ 12,190
金融・保険業	2,054,641	24.25	2,029,987	23.01	24,654
不動産業	—	—	51,705	0.58	△ 51,705
サービス業	1,371,422	16.19	1,357,358	15.39	14,064
地方公共団体	270,848	3.19	404,519	4.58	△ 133,671
その他	1,109,761	13.10	1,301,118	14.75	△ 191,357
合 計	8,470,184	100.00	8,818,506	100.00	△ 348,322

【貯貸率・貯証率】

(単位：%)

項 目		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
貯貸率	期 末	5.71	5.91	△ 0.20
	期中平残	5.98	5.99	0.00
貯証率	期 末	8.67	8.88	△ 0.20
	期中平残	9.89	8.47	1.41

注 1. 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。

注 2. 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の使途別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	4,905,233	57.91	4,974,353	56.40	△ 69,120
運転資金	3,564,950	42.08	3,844,153	43.59	△ 279,203
合 計	8,470,184	100.00	8,818,506	100.00	△ 348,322

【債務保証見返額の担保別内訳残高】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	730,494	735,193	△ 4,699
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	143,856	151,500	△ 7,644
農業関連団体等	—	—	—
合 計	874,351	886,694	△ 12,343

注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注 3. 「農業関連団体等」には、J A や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
プロパー資金	672,636	656,711	15,925
農業制度資金	201,714	229,983	△ 28,269
農業近代化資金	191,846	220,030	△ 28,184
その他制度資金	9,868	9,953	△ 85
合 計	874,351	886,694	△ 12,343

注 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事で J A が低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況】

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 7 年度	85,360	36,977	5,865	42,517	85,360
	令和 6 年度	109,180	35,351	19,036	54,792	109,179
危 険 債 権	令和 7 年度	84,377	23,918	34,263	18,375	76,556
	令和 6 年度	100,468	28,702	41,404	14,584	84,691
要 管 理 債 権	令和 7 年度	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和 7 年度	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—	—
貸出件緩和債権	令和 7 年度	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—	—
小 計	令和 7 年度	169,737	60,895	40,128	60,892	161,916
	令和 6 年度	209,648	64,053	60,440	69,376	193,870
正 常 債 権	令和 7 年度	8,313,828				
	令和 6 年度	8,622,216				
合 計	令和 7 年度	8,483,565				
	令和 6 年度	8,831,865				

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	60	163	58	169
	金 額	34,183,613	44,616,102	29,956,575	41,164,010
代金取立為替	件 数	0	－	0	－
	金 額	19,265	－	10,327	－
雑 為 替	件 数	1	1	0	1
	金 額	3,536,939	257,844	3,981,765	217,036
合 計	件 数	61	164	61	172
	金 額	37,739,817	44,873,946	33,948,669	41,381,046

有価証券に関する指標

【種類別有価証券残高】

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
国 債	12,678,750	13,047,740	△ 368,990
地方債	178,720	190,700	△ 11,980
金融債	－	－	－
合 計	12,857,470	13,238,440	△ 380,970

【種類別有価証券平均残高】

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
国 債	14,233,841	12,537,929	1,695,912
地方債	202,760	203,019	△ 259
金融債	－	－	－
合 計	14,436,601	12,740,948	1,695,653

【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

【有価証券残存期間別残高】

(単位：千円)

種 類	1 年以下	1～3 年	3～5 年	5～7 年	7～10 年	10 年超	期間の 定めなし	合 計
令和 7 年度								
国 債	－	－	－	－	4,182,080	8,496,670	－	12,678,750
地方債	－	－	－	－	178,720	－	－	178,720
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	4,360,800	8,496,670	－	12,857,470
令和 6 年度								
国 債	－	－	－	－	6,918,700	6,129,040	－	13,047,740
地方債	－	－	－	－	－	190,700	－	190,700
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	6,918,700	6,319,740	－	13,238,440

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種 類	令和 7 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—	2,864,130	2,816,349	47,781
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	2,864,130	2,816,349	47,781
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	12,678,750	14,672,715	△ 1,993,965	10,183,610	10,901,737	△ 718,127
	地方債	178,720	202,527	△ 23,807	190,700	202,793	△ 12,093
	小 計	12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772	10,374,310	11,104,530	△ 730,220
合 計		12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772	13,238,440	13,920,879	△ 682,439

【デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引】

該当する取引はありません。

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
生命総合共済	220,717	13,581,044	328,142	14,641,169
終身共済	133,557	11,002,069	170,675	11,808,522
定期生命共済	47,850	410,906	107,450	385,853
養老生命共済	14,608	1,702,922	16,020	1,967,145
うちこども共済	12,950	738,390	12,870	796,260
医療共済	—	199,365	1,500	220,340
がん共済	—	35,000	—	36,500
定期医療共済	—	31,310	—	34,510
介護共済	24,701	188,971	32,497	175,798
年金共済	—	10,500	—	12,500
建物更生共済	655,183	14,348,441	683,895	14,516,380
合 計	875,900	27,929,485	1,012,037	29,157,550

注 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）で表示しています。

注 2. こども共済は養老生命共済の内書で表示しています。

注 3. J A 共済は、J A、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、J A と J A 共済連が共同でお引き受けをしております。

【医療系共済の入院共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	5	4,746	3	5,076
がん共済	—	1,704	35	1,863
定期医療共済	—	116	—	127
合 計	5	6,567	38	7,067

注 1. 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	38,587	292,120	43,627	193,359
認知症共済	100	22,860	1,050	25,810
生活障害共済（一時金型）	12,250	258,510	12,250	289,020
生活障害共済（定期年金型）	390	6,838	420	7,748
特定重度疾病共済	1,000	97,800	5,850	140,050

注 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	2,092	178,279	3,425	193,359
年金開始後	—	144,386	—	143,311
合 計	2,092	322,666	3,425	336,670

注 1. 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件 数	掛 金 額	件 数	掛 金 額
火災共済	1,438	1,225	1,416	1,179
自動車共済	14,705	58,765	14,680	56,905
傷害共済	19,690	3,663	20,448	3,756
賠償責任共済	385	86	400	89
定額定期生命共済	1	2	1	2
自賠責共済	7,466	11,923	7,414	11,891
合 計	43,685	75,667	44,359	73,825

その他事業

【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
	供 給 高	供 給 高
生 産 資 材	3,352,553	3,456,914
肥料	602,606	614,076
農薬	1,360,764	1,456,128
飼料	278	998
農業機械	180,002	167,473
自動車	—	—
燃料	925,703	986,406
その他	283,197	231,830
生 活 資 材	758,377	750,743
食料品	311,008	311,971
衣料品	12,302	11,315
耐久消費財	60,376	58,859
日用保健雑貨	92,453	90,340
家庭燃料	238,682	243,810
その他	43,553	34,445
合 計	4,110,930	4,207,657

【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度		令和 6 年度	
	取 扱 高	取 扱 量	取 扱 高	取 扱 量
米	—	—	—	—
野 菜	—	—	—	—
果 実	18,681,796	55,498 t	12,763,837	35,179 t
畜 産 物	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	18,681,796	55,498 t	12,763,837	35,179 t

【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
収 入	3,187	4,707
指導補助金	717	1,174
指導雑収入	2,470	3,532
支 出	99,552	104,925
営農改善費	166	166
生活文化改善費	5,713	5,515
組織育成費	17,635	17,110
教育情報費	1,111	1,469
農業振興計画費	16,754	16,833
青果指導費	55,291	60,493
農畜産指導費	—	—
その他指導費	2,879	3,335

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 7 年度		令和 6 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	11,366,169		11,612,506	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,832,815		2,890,776	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,589,042		8,820,470	
うち、外部流出予定額(△)	42,079		54,320	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13,610		△ 44,420	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,124		10,660	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,124		10,660	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,373,294		11,623,167	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	100,910	—	134,544	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	100,910	—	134,544	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	217,095	—	193,774	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	318,005		328,319	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	11,055,288		11,294,847	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	53,683,098		51,271,763	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,011,853		1,950,018	
フロア調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	55,694,951		53,221,781	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)／(ニ))	19.84		21.22	

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
 注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額 ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度			令和 6 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	392,841	—	—	406,825	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,722,394	—	—	13,753,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	10,765	—	—	3,105	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	473,440	—	—	607,400	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	126,889,892	25,478,077	1,019,123	127,718,705	25,643,840	1,025,753
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,060	60	2	108,716	105,690	4,227
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	662,998	366,280	14,651	743,928	463,741	18,549
（うちトランザクター向け）	8,238	3,707	148	5,595	2,517	100
不動産関連向け	248,971	97,652	3,906	263,476	98,555	3,942
（うち自己居住用不動産等向け）	103,285	53,947	2,157	91,728	47,031	1,881
（うち賃貸用不動産向け）	145,685	43,705	1,748	171,748	51,524	2,060
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	149,554	84,151	3,366	188,407	112,567	4,502
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	6,395	1,279	51	9,138	1,827	73
信用保証協会等による保証付	5,243,280	513,172	20,526	5,243,178	513,702	20,548
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,625,022	2,112,528	84,501	1,625,122	1,625,122	65,004
上記以外	17,166,347	25,029,895	1,001,195	14,843,168	22,706,715	908,268
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,923,982	11,923,982	476,959	9,600,803	9,600,803	384,032
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	167,594,965	53,683,098	2,147,323	165,514,401	51,271,763	2,050,870
CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	167,594,965	53,683,098	2,147,323	165,514,401	51,271,763	2,050,870
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	—	—
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	2,011,853	80,474
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	1,950,018	78,000
	55,694,951	2,227,798		53,221,781		2,128,871

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,011,853	1,950,018
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	80,474	78,000
BI	1,341,235	1,300,012
BIC	160,948	156,001

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注１．「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和 7 年度					令和 6 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポー ジャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポー ジャー
			うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	
	国 内	167,594	8,303	14,924	－	149	165,514	8,636	13,956	－	188
地域別残高計		167,594	8,303	14,924	－	149	165,514	8,636	13,956	－	188
法人	農業	26	25	－	－	－	25	23	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	165	165	－	－	20	195	195	－	－	24
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	4	－	－	－	4	4	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	126,896	2,008	－	－	－	127,727	2,008	－	－	－
	卸売・小売・飲食・ サービス業	9	4	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本国政府・ 地方公共団体	15,195	270	14,924	－	－	14,360	404	13,956	－	－
	その他	211	95	－	－	－	392	276	－	－	－
個 人		6,005	5,728	－	－	129	6,044	5,723	－	－	164
その他		19,079	－	－	－	－	16,762	－	－	－	－

業種別残高計	167,594	8,303	14,924	—	149	165,514	8,636	13,956	—	188
1年以下	125,040	79	—	—		125,923	121	—	—	
1年超3年以下	524	508	—	—		474	459	—	—	
3年超5年以下	525	525	—	—		635	635	—	—	
5年超7年以下	569	569	—	—		741	741	—	—	
7年超10年以下	5,318	560	4,757	—		7,470	485	6,984	—	
10年超	35,193	5,946	10,167	—		29,837	6,103	6,971	—	
期限の定めのないもの	423	113	—	—		431	89	—	—	
残存期間別残高計	167,594	8,303	14,924	—		165,514	8,636	13,956	—	

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の残高及び期中増減額

（単位：百万円）

項 目	令和7年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7	12	10	—	12	10
個別貸倒引当金	87	69	1	86	69	93	87	2	91	87

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

項 目	令和7年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	87	69	1	86	69	1	93	87	2	91	87	2
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別 計	87	69	1	86	69	1	93	87	2	91	87	2
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	87	69	1	87	69	1	89	87	2	89	87	2
業種別 計	87	69	1	87	69	1	93	87	2	93	87	2

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和7年度						令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	392,841		392,841		0	0	406,825		406,825		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	14,722,394		14,722,394		0	0	13,753,228		13,753,228		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	10,765		10,765		0	0	3,105		3,105		0	0
国際決済銀行等向け	0												
我が国の地方公共団体向け	0	473,440		473,440		0	0	607,400		607,400		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
国際開発銀行向け	0～150												
地方公共団体金融機構向け	10～20												
我が国の政府関係機関向け	10～20												
地方三公社向け	20												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	126,889,892		126,889,892		25,478,077	20	127,718,705		127,718,705		25,643,840	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
カバード・ボンド向け	10～100												
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,023	373	22	37	60	102	108,687	286	105,661	28	105,690	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	646,054	169,440	413,028	16,944	366,280	85	729,714	142,138	518,141	14,213	463,741	87
（うちトランザクター向け）	45	0	82,380	0	8,238	3,707	45		55,950		5,595	2,517	45
不動産関連向け	20～150	248,971		247,865		97,652	39	263,476		263,453		98,555	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	103,285		102,180		53,947	53	91,728		91,705		47,031	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	145,685		145,685		43,705	30	171,748		171,748		51,524	30
（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
（うちその他の不動産関連向け）	60												
（うちADC向け）	100～150												
劣後債券及びその他資本性証券等	150												
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	79,606	18,448	77,797	508	84,151	107	100,312	19,492	98,870	210	112,567	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100												
取立未済手形	20	6,395		6,395		1,279	20	9,138		9,138		1,827	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,243,280		5,131,716		513,172	10	5,243,178		5,137,021		513,702	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10												
株式等	250～400							1,625,122		1,625,122		1,625,122	100
共済約款貸付	0	1,625,022		1,625,022		2,112,528	130						
上記以外	100～1250	17,166,347	0	17,166,347	0	25,029,895	146	14,843,168	0	14,843,168	0	22,706,715	153
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400												
(うち農林中央金庫の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0		0		0		0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250												
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150												
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,923,982	0	11,923,982	0	11,923,982	100	9,600,803	0	9,600,803	0	9,600,803	100
証券化	—												
(うちSTC要件適用分)	—												
(短期STC要件適用分)	—												
(うち不良債権証券化適用分)	—												
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—												
再証券化	—												
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—												
未決済取引	—												
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—												
合計(信用リスク・アセットの額)	—					53,683,098						51,271,763	

⑥ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

	令和 7 年度									令和 6 年度																
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)									信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF ・信用リスク削減手法適用後)																
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計												
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,722	—	—	—	—	0	14,722	13,753	—	—	—	—	0	13,753												
外国の中央政府及び中央銀行向け	10	—	—	—	—	0	10	3	—	—	—	—	0	3												
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	473	—	—	—	—	—	0	473	607	—	—	—	—	—	0	607										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	125,888	1,000	—	—	—	—	—	0	126,889	126,717	1,000	—	—	—	—	—	0	127,718								
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	0	—	—	0	0	—	—	—	—	—	105	—	—	0	105						
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	206	167	48	429	5	220	244	61	532																
(うちトランザクター向け)	8	—	—	0	8	5	—	—	0	5																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	7	—	27	—	—	—	9	—	—	57	—	0	102	7	—	27	—	—	—	—	10	—	45	—	0	91
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	145	171	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	171
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連のうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—																				
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連のうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—																		
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	19	27	30	321	78	13	44	40	0	99																
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	392	—	—	—	0	392	406	—	—	—	0	406														
取立未済手形	—	—	6	—	0	6	—	—	9	—	0	9														
信用保証協会等による保証付	0	5,128	—	—	2	5,131	0	5,134	—	0	2	5,137														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														

⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	148,149,654			147,807,870	148,155,828			147,843,971
40%～70%	88,081	100,479	10%	95,347	70,135	72,549	10%	75,404
75%	207,697	21,145	10%	206,456	220,192	68,454	10%	220,919
80%								
85%	40,918	50,000	10%	45,918	57,708			57,708
90%～100%	198,263	3,863	10%	194,812	397,696	6,126	10%	394,530
105%～130%								
150%	30,899	0	10%	30,889	40,545	114	10%	40,508
250%	1,625,022			1,625,022	1,625,022			1,625,022
400%					100			100
1250%								
その他	1,150	12,772	10%	2,354	1,667	14,672	10%	2,964
合 計	150,341,688	188,261	10%	150,008,671	150,568,896	161,916	10%	150,261,129

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付けがBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

- 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根

拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	150	—	—	1,000	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	150	—	—	1,000	—	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の具体的内容は開示内容（P.20）をご覧ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む） 該当ありません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 具体的内容は開示内容（P.20）をご覧ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,867,387	6,867,387	6,867,387	6,867,387
合計	6,867,387	6,867,387	6,867,387	6,867,387

注1.「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の 評価損益等）

(単位：千円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

○ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,740	1,734	414	407
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,404	1,390		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	127	133		
6	短期金利低下	0	6		
7	最大値	1,740	1,734	414	407
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,055		11,294	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

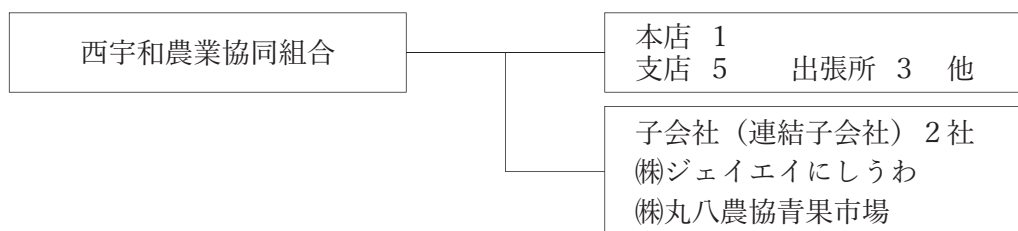
用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。2年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
△ EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。
△ NII	金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額。

連結情報（グループの概況）

●グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています（令和8年7月末時点）。



●子会社等の状況

（単位：千円、％）

会 社 名	(株)ジェイエイにしうわ	(株)丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 井田敏勝	代表取締役社長 井田敏勝
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	395,399	367,105
純資産額	349,246	233,487

●連結事業概況

（1）事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、(株)ジェイエイにしうわ・(株)丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益8,510百万円、連結当期剰余金△265百万円、連結純資産11,482百万円、連結総資産167,926百万円で、連結自己資本比率は20.85%となりました。

（2）連結子会社の事業概況

① (株)ジェイエイにしうわ

ア オートパル

販売部門では、世界的紛争によるサプライチェーンの混乱と長引く物価高等の影響等により、車両価格の高止まりが継続しており、前年実績は上回ったものの、車両販売計画224台に対し計画比△90台の実績となりました。

また、車検・一般整備では、農業経営の移譲・廃業、高齢者の免許返納等により、計画比△181台となりました。これらにより取扱金額では計画・前年を上回ったものの、費用増加のため、利益目標は未達となりました。

（単位：台、千円、％）

項 目	計 画	実 績	計 画 比
車両販売台数	224	134	59.8
車 検 台 数	1,770	1,589	89.7
事 業 総 利 益	114,241	101,700	89.0

イ 葬祭センター

葬儀施行件数の減少、また家族葬の定着による葬儀の小規模化により、葬儀件数、取扱金額ともに目標未達となりました。

(単位：件、千円、%)

項 目	計 画	実 績	計 画 比
葬 儀 件 数	245	171	69.8
事 業 総 利 益	70,296	63,836	90.8

ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業はシニア保険、またゴルフ保険等の新種保険などを推進することで、加入者の確保に取り組みました。6種類の取扱件数は、364件、取扱件数は14,292千円(前年比97.1%)となりました。損保事業の事業総利益は、2,479千円(計画比107.8% 前年比94.9%)となりました。

② (株)丸八農協青果市場

ア 販売概況

国内はコロナ禍の規制緩和でイベントの開催が通常通りに戻りつつありますが、国際情勢が不安定化するなかで青果業界は異常気象や経費の高騰、消費の転換などもあり、厳しさの感じられる状況となっております。

また農業をとりまく情勢は、生産コストの増加、異常気象等、不安要素は依然厳しくなっており、当青果業界におきましても、管内の就農者の高齢化・農業従事者の減少、担い手不足に歯止めがかからず後継者の育成、農業所得の増大、生産の拡大に向けての取り組みが重要となっております。

かかる状況下にあって、当市場も定期的な職員会の開催を行い、職員の意識改革・人材育成に努め、新たな顧客開拓・安定的な集荷販売をめざすとともに業務の効率化を進めました。

(単位：t、百万円、%)

項 目	果 実		野 菜 他		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
取 扱 量	10,868	141.0	272	89.0	11,140	139.0
売 上 高	1,148	85.0	78	85.0	1,227	85.0

●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
連結事業収益	8,510,263	8,053,789	8,751,580	8,038,927	8,192,614
信用事業	1,360,879	1,176,707	1,131,229	1,117,065	1,115,089
共済事業	568,693	581,989	614,168	637,308	698,575
農業関連事業	4,916,030	4,686,275	5,238,536	4,659,738	4,705,151
その他事業	1,664,659	1,608,816	1,767,646	1,624,815	1,673,798
連結経常利益	430,715	188,768	753,361	741,588	747,091
連結当期利益	△ 222,110	162,944	695,938	649,841	529,726
連結純資産額	11,482,647	12,963,601	13,783,504	13,646,199	13,414,578
連結総資産額	167,926,562	167,389,873	173,544,584	191,152,818	174,894,882
連結自己資本比率	20.85	22.13	19.69	18.28	17.50

直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和7年度	令和6年度	科 目	令和7年度	令和6年度
1. 信用事業資産	146,830,376	148,431,573	1. 信用事業負債	148,007,938	148,810,697
(1)現金	409,520	425,531	(1)貯金	147,760,328	148,564,576
(2)預金	124,750,486	125,709,389	(2)譲渡性貯金	—	—
(3)コールローン	—	—	(3)売現先勘定	—	—
(4)買現先勘定	—	—	(4)借入金	0	0
(5)買入手形	—	—	(5)外国為替	—	—
(6)買入金銭債権	—	—	(6)その他の信用事業負債	247,610	246,120
(7)商品金銭債権	—	—	(7)諸引当金	—	—
(8)商品有価証券	—	—	(8)債務保証	—	—
(9)金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	478,421	460,263
(10)有価証券	12,857,470	13,238,440	3. 経済事業負債	3,977,093	3,411,044
(11)貸出金	8,470,184	8,818,506	4. 設備借入金	—	—
(12)外国為替	—	—	5. 雑負債	2,972,869	380,233
(13)その他の信用事業資産	410,483	319,497	6. 諸引当金	231,819	550,461
(14)債務保証見返勘定	—	—	(1)賞与引当金	64,097	66,579
(15)貸倒引当金	△ 67,768	△ 79,791	(2)退職給付に係る負債	150,563	451,275
2. 共済事業資産	2,947	906	(3)その他引当金	17,157	32,606
3. 経済事業資産	4,483,561	3,890,159	7. 繰延税金負債	—	—
4. 雑資産	1,049,786	672,536	8. 再評価に係る繰延税金負債	709,195	746,530
5. 固定資産	8,635,515	7,435,558	負債の部合計	156,377,338	154,359,230
6. 外部出資	6,778,807	6,778,807	非支配株主持分	66,576	67,041
7. 繰延税金資産	145,567	—	1. 出資金	2,817,488	2,844,639
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資産の部合計	167,926,562	167,389,873	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	9,016,620	9,247,503
			5. 土地再評価差額金	1,479,482	1,568,068
			6. その他有価証券等評価差額金	△ 2,017,772	△ 695,999
			7. 退職給付に係る調整累計額	186,120	△ 1,318
			純資産の部合計	11,482,647	12,963,601
			負債及び純資産の部合計	167,926,562	167,389,873

●連結損益計算書

(単位：千円)

科	目	令和7年度	令和6年度
1.	事業総利益	3,208,183	3,086,024
	(1) 信用事業収益	1,360,879	1,176,707
	資金運用収益	1,257,530	1,091,759
	役務取引等収益	35,325	33,552
	その他事業直接収益	46,142	0
	その他経常収益	21,881	51,396
	(2) 信用事業費用	546,933	317,521
	資金調達費用	307,217	108,216
	役務取引等費用	12,207	11,533
	その他事業直接費用	204,115	171,532
	その他経常費用	23,393	26,239
	信用事業総利益	813,946	859,186
	(3) 共済事業収益	568,693	581,989
	(4) 共済事業費用	46,344	44,214
	共済事業総利益	522,348	537,775
	(5) その他事業収益	6,580,690	6,295,092
	(6) その他事業費用	4,708,802	4,606,029
	その他事業総利益	1,871,887	1,689,062
2.	事業管理費	2,973,350	2,974,925
	(1) 人件費	1,997,605	1,995,078
	(2) 業務費	287,281	275,216
	(3) 諸税負担金	102,988	108,327
	(4) 施設費	579,670	590,927
	(5) その他の費用	5,803	5,374
	事業利益	234,832	111,099
3.	事業外収益	200,314	213,054
	(うち持分法による投資益)	—	—
4.	事業外費用	4,431	135,384
	(うち持分法による投資損)	—	—
	経常利益	430,715	188,768
5.	特別利益	2,248,590	41,386
6.	特別損失	2,901,416	67,210
	税引前当期純利益	△ 222,110	162,944
7.	法人税・住民税	68,995	8,196
8.	法人税等調整額	△ 60,679	88,079
9.	過年度法人税等	34,629	0
	法人税等合計	42,945	96,276
	少数株主損益調整前当期純利益	△ 265,056	66,668
10.	少数株主利益	101	3,008
	当期剰余金	△ 265,157	63,659

●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和 7 年度 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 222,110	162,947
減価償却費	224,135	227,243
減損損失	652,943	61,096
連結調整勘定償却額	—	—
貸倒引当金の増加額	△ 22,019	△ 7,803
賞与引当金の増加額	△ 2,482	△ 2,308
その他引当金の増加額	△ 15,449	6,940
退職給付に係る負債の増加額	△ 113,274	△ 33,888
信用事業資金運用収益	△ 1,141,253	△ 969,129
信用事業資金調達費用	307,216	108,215
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 164,708	△ 165,059
支払雑利息	—	660
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	1,889	5,328
金銭の信託の運用損益	—	—
固定資産売却損益	△ 379	△ 4,838
持分法による投資損益	—	—
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	348,322	186,243
預金の純増減	2,000,000	9,300,000
貯金の純増減	△ 804,248	△ 4,593,456
信用事業借入金の純増減	—	—
その他の信用事業資産の純増減	2,743	9,385
その他の信用事業負債の純増減	△ 1,125	△ 12,245
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	—	—
共済借入金の純増減	—	—
共済資金の純増減	12,836	△ 16,259
未経過共済付加収入の純増減	2,612	△ 8,058
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 11,232	72,549
経済受託債権の純増減	△ 489,253	304,614
棚卸資産の純増減	△ 82,921	109,592
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 165,510	△ 43,692
経済受託債務の純増減	731,559	△ 668,207
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	△ 377,250	357,806

(単位：千円)

科 目	令和 7 年度 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
その他の負債の純増減	2,612,492	△ 78,764
未払消費税等の増減額	—	—
信用事業資金運用による収入	1,047,524	952,975
信用事業資金調達による支出	△ 304,601	2,101
共済貸付金利息による収入	△ 2,041	14,422
共済借入金利息による支出	2,710	△ 4,528
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	4,027,126	5,273,882
雑利息及び出資配当金の受取額	164,708	165,059
雑利息の支払額	—	△ 660
法人税等の支払額	△ 2,431	△ 121,507
事業活動によるキャッシュ・フロー	4,189,403	5,316,774
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 4,272,601	△ 3,975,705
有価証券の売却による収入	3,316,349	497,752
有価証券の償還による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	2,248,093	1,275
固定資産の取得による支出	△ 4,338,747	728,433
固定資産の売却による収入	13,995	△ 869,606
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	—	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,032,911	△ 3,617,751
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	82,632	129,985
出資の払戻しによる支出	△ 159,169	△ 67,043
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
出資配当金の支払額	△ 54,308	△ 62,528
非支配株主への配当金支払額	△ 566	△ 569
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 131,411	△ 155
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,025,086	1,690,161
6 現金及び現金同等物の期首残高	5,070,920	3,380,759
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,096,006	5,070,920

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・・・・2社

(株)ジェイエイにしうわ

(株)丸八農協青果市場

2 持分法の適用に関する事項

なし

3 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	125,160,006 千円
定期性預金及び譲渡性預金	119,064,000 千円
現金及び現金同等物	6,096,006 千円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

①肥料・農薬の主要品目：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②上記以外の品目：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の貸倒実績率を基に翌 1 年間又は 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の

一定の年数（８年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

５ 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

６ 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

７ 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。また、金額千円未満の科目については「０」と表示し、金額が零のものについては「－」と表示しています。

８ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（２）受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託

者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

（3）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 652,943千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度に作成した事業収支シミュレーション（対策後）を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は11,135,916千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,120,054千円 機械装置 7,010,045千円 その他の有形固定資産 5,817千円

2 担保に供している資産

定期預金5,000,000千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	370 千円
子会社に対する金銭債務の総額	446,206 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	64,076 千円
--------------------------	-----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 85,360 千円、危険債権額は 84,376 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 169,736 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,448,431 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
三 瓶 給 油 所	一般資産	建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	建物・機械装置	
J A グ リ ー ン	〃	土地・建物・その他の有形固定資産	
三 崎 (Aコープ・選果場含む)	〃	土地・建物・機械装置・ その他の有形固定資産	
富 士 貯 蔵 庫	賃貸資産	土地・建物・機械装置	業務外固定資産
旧 集 中 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊休資産	土地	業務外固定資産
三 崎 旧 松 集 荷 所	〃	土地	業務外固定資産
双 岩 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
磯 津 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
大 江 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
周 木 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
二 及 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
皆 江 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
三 崎	〃	土地	業務外固定資産
二 名 津 事 業 所	〃	土地	業務外固定資産
だ ん だ ん 三 瓶	〃	土地	業務外固定資産
喜 須 来 生 活 店 舗	〃	建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所、J A グリーン、三崎（Aコープ・選果場含む））は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（富士貯蔵庫、旧集中事業所）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、三崎旧松集荷所、双岩事業所、磯津事業所、大江事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎、二名津事業所、だんだん三瓶）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

喜須来生活店舗は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	種 類			
		土 地	建 物	機械装置	その他の 有形固定資産
三 瓶 給 油 所	34,865	—	14,336	20,500	27
大 平 給 油 所	533	—	198	334	—
J A グ リ ー ン	234,370	133,142	95,432	—	5,793
三崎(Aコープ・選果場含む)	312,447	158,477	108,599	8,841	36,527
富 士 貯 蔵 庫	51,604	49,084	2,434	85	—

(単位：千円)

場 所	合 計	種 類			
		土 地	建 物	機械装置	その他の 有形固定資産
旧 集 中 事 業 所	1,988	1,988	—	—	—
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	11	11	—	—	—
三 崎 旧 松 集 荷 所	4	4	—	—	—
双 岩 事 業 所	184	184	—	—	—
磯 津 事 業 所	67	67	—	—	—
大 江 事 業 所	76	76	—	—	—
周 木 事 業 所	918	918	—	—	—
二 及 事 業 所	267	267	—	—	—
蔵 貫 事 業 所	2,362	2,362	—	—	—
皆 江 事 業 所	92	92	—	—	—
三 崎	36	36	—	—	—
二 名 津 事 業 所	187	187	—	—	—
だ ん だ ん 三 瓶	609	609	—	—	—
喜 須 来 生 活 店 舗	12,316	—	12,316	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、J Aグリーン、三崎（Aコープ・選果場含む）、富士貯蔵庫、旧集中事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎旧松集荷所、双岩事業所、磯津事業所、大江事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎、二名津事業所、だんだん三瓶、喜須来生活店舗の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,540千円の棚卸評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が773,492千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	124,701,722	124,140,142	△ 561,580
有 価 証 券	12,857,470	12,857,470	—
その他有価証券	12,857,470	12,857,470	—
貸 出 金	8,470,184		
貸倒引当金(*1)	△ 67,768		
貸倒引当金控除後	8,402,416	7,807,208	△ 595,207
資 産 計	145,961,608	144,804,821	△ 1,156,787
貯 金	148,206,516	147,801,869	△ 404,647
負 債 計	148,206,516	147,801,869	△ 404,647

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	6,867,387

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預 金	124,701,722	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	14,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	14,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	924,369	646,318	524,120	429,189	377,088	5,511,538
合 計	125,626,091	646,318	524,120	429,189	377,088	20,411,538

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 250,084 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 57,559 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯 金 (*1)	142,500,121	2,998,418	1,904,481	508,149	214,911	80,434

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	12,678,750	14,672,715	△ 1,993,965
	地方債	178,720	202,527	△ 23,807
	小 計	12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772
合 計		12,857,470	14,875,242	△ 2,017,772

2 当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券	3,158,377	46,142	204,115
国債	3,158,377	46,142	204,115

VIII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,018,876 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		719,148 千円
勤務費用		17,470 千円
利息費用		5,177 千円
数理計算上の差異の発生額	△	255,999 千円
退職給付の支払額	△	75,689 千円
期末における退職給付債務（控除後）		410,107 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		307,537 千円
期待運用収益		3,321 千円
数理計算上の差異の発生額		33 千円
年金制度への拠出金		11,831 千円
退職給付の支払額	△	33,308 千円
期末における年金資産		289,415 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,428,983 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,018,876 千円
退職給付債務（控除後）		410,107 千円
年金資産	△	289,415 千円
未積立退職給付債務		120,691 千円
未認識過去勤務費用		44,762 千円
未認識数理計算上の差異		212,523 千円
貸借対照表計上額純額		377,976 千円
退職給付引当金		377,976 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		17,470 千円
利息費用		5,177 千円
期待運用収益	△	3,321 千円
数理計算上の差異の費用処理額		14,503 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428 千円
小計		22,401 千円
特定退職共済制度への拠出金		65,888 千円
臨時に支払った割増退職金		534 千円
合計		88,824 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.45%
長期期待運用収益率	1.08%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,919 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、142,275 千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金超過額	17,971 千円
	退職給付引当金超過額	107,269 千円
	貸倒引当金超過額	13,931 千円
	雑損失否認額	20,966 千円
	減損損失否認額	446,106 千円
	未払事業税	3,968 千円
	その他有価証券評価差額金	572,643 千円
	役員退職慰労引当金	4,843 千円
	その他	28,273 千円
	繰延税金資産 小計	1,215,975 千円
繰延税金負債	評価性引当額	△ 998,879 千円
	繰延税金資産 合計 (A)	217,095 千円
	有形固定資産 (資産除去債務)	△ 362 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 362 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)		216,733 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

当事業年度は税引前当期損失であるため、「法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因」の注記を省略しております。

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) オペレーティング・リース取引 (借り手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)			
	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	4,800	42,025	46,825

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和 7 年度	令和 6 年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	9,244,977	9,239,001
	利益剰余金増加額	△ 176,571	68,503
	当期剰余金	△ 265,157	63,659
	利益剰余金減少額	54,308	62,528
	配当金	54,308	62,528
	利益剰余金期末残高	9,014,096	9,244,977

●農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
破綻先債権額及びこれらに準ずる債権額	85,360	109,180	△ 23,820
危険債権額	84,377	100,468	△ 16,092
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項目	令和7年度	令和6年度
信用事業	事業収益	1,360,879	1,176,707
	経常利益	185,052	153,180
	資産の額	153,390,089	154,357,625
共済事業	事業収益	568,693	581,989
	経常利益	157,854	110,850
	資産の額	2,999,675	2,833,790
農業関連事業	事業収益	4,916,030	4,686,275
	経常利益	588,402	269,280
	資産の額	7,806,650	6,789,572
その他事業	事業収益	1,664,659	1,608,816
	経常利益	△ 500,594	△ 344,543
	資産の額	3,704,197	3,408,884
計	事業収益	8,510,263	8,053,789
	経常利益	430,715	188,768
	資産の額	167,926,562	167,389,873

●連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における自己資本比率は、20.85%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,832百万円（前年度2,890百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 7 年度		令和 6 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,792,183		12,037,975	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,832,815		2,890,776	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	9,016,620		9,247,503	
うち、外部流出予定額(△)	42,633		54,874	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14,620		△ 45,430	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	66,576		67,041	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,124		10,660	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,124		10,660	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,865,884		12,115,677	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	106,532	—	141,284	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	106,532	—	141,284	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	145,204	—	193,505	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	251,736		334,789	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,614,148		11,780,888	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	53,683,098		51,271,763	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,011,853		1,950,018	
フロア調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	55,694,951		53,221,781	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.85		22.13	

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。

注 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

注 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額 ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度			令和 6 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	399,742	—	—	412,908	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,722,394	—	—	13,753,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	10,765	—	—	3,105	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	473,440	—	—	607,400	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	126,889,892	25,478,077	1,019,123	127,718,705	25,643,840	1,025,753
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,060	60	2	108,716	105,690	4,227
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	662,998	366,280	14,651	743,928	463,741	18,549
（うちトランザクター向け）	8,238	3,707	148	5,595	2,517	100
不動産関連向け	248,971	97,652	3,906	263,476	98,555	3,942
（うち自己居住用不動産等向け）	103,285	53,947	2,157	91,728	47,031	1,881
（うち賃貸用不動産向け）	145,685	43,705	1,748	171,748	51,524	2,060
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	149,554	84,151	3,366	188,407	112,567	4,502
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	6,395	1,279	51	9,138	1,827	73
信用保証協会等による保証付	5,243,280	513,172	20,526	5,243,178	513,702	20,548
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,625,022	2,112,528	84,501	1,625,122	1,625,122	65,004
上記以外	17,166,347	25,029,895	1,001,195	14,843,168	22,706,715	908,268
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,923,982	11,923,982	476,959	9,600,803	9,600,803	384,032
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	167,594,965	53,683,098	2,147,323	165,514,401	51,271,763	2,050,870
CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	167,594,965	53,683,098	2,147,323	165,514,401	51,271,763	2,050,870
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 (簡易方式・標準的方式)	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	—	—
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	2,011,853	80,474
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	1,950,018	78,000
	55,694,951	2,227,798		53,221,781		2,128,871

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,011,853	1,950,018
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	80,474	78,000
BI	1,341,235	1,300,012
BIC	160,948	156,001

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.20）をご覧ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注1.「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国 内		167,594	8,303	14,924	—	149	165,514	8,636	13,956	—	188
地域別残高計		167,594	8,303	14,924	—	149	165,514	8,636	13,956	—	188
法人	農業	26	25	—	—	—	25	23	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	165	165	—	—	20	195	195	—	—	24
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	4	4	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	126,896	2,008	—	—	—	127,727	2,008	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	15,195	270	14,924	—	—	14,360	404	13,956	—	—
	その他	211	95	—	—	—	392	276	—	—	—
個 人		6,005	5,728	—	—	129	6,044	5,723	—	—	164
その他		19,079	—	—	—	—	16,762	—	—	—	—

業種別残高計	167,594	8,303	14,924	—	149	165,514	8,636	13,956	—	188
1年以下	125,040	79	—	—		125,923	121	—	—	
1年超3年以下	524	508	—	—		474	459	—	—	
3年超5年以下	525	525	—	—		635	635	—	—	
5年超7年以下	569	569	—	—		741	741	—	—	
7年超10年以下	5,318	560	4,757	—		7,470	485	6,984	—	
10年超	35,193	5,946	10,167	—		29,837	6,103	6,971	—	
期限の定めのないもの	423	113	—	—		431	89	—	—	
残存期間別残高計	167,594	8,303	14,924	—		165,514	8,636	13,956	—	

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7	12	10	—	12	10
個別貸倒引当金	87	69	1	86	69	93	87	2	91	87

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	87	69	1	86	69	1	93	87	2	91	87	2
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別 計	87	69	1	86	69	1	93	87	2	91	87	2
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	—	—	4	—	4	—	—	4	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	89	87	1	89	87	1	89	87	2	89	87	2
業種別 計	93	87	1	93	87	1	93	87	2	93	87	2

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和7年度						令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	399,742		399,742		0	0	412,908		412,908		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	14,722,394		14,722,394		0	0	13,753,228		13,753,228		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	10,765		10,765		0	0	3,105		3,105		0	0
国際決済銀行等向け	0												
我が国の地方公共団体向け	0	473,440		473,440		0	0	607,400		607,400		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
国際開発銀行向け	0～150												
地方公共団体金融機構向け	10～20												
我が国の政府関係機関向け	10～20												
地方三公社向け	20												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	126,889,892		126,889,892		25,478,077	20	127,718,705		127,718,705		25,643,840	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
カバード・ボンド向け	10～100												
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,023	373	22	37	60	102	108,687	286	105,661	28	105,690	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	646,054	169,440	413,028	16,944	366,280	85	729,714	142,138	518,141	14,213	463,741	87
（うちランザクター向け）	45	0	82,380	0	8,238	3,707	45		55,950		5,595	2,517	45
不動産関連向け	20～150	248,971		247,865		97,652	39	263,476		263,453		98,555	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	103,285		102,180		53,947	53	91,728		91,705		47,031	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	145,685		145,685		43,705	30	171,748		171,748		51,524	30
（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
（うちその他の不動産関連向け）	60												
（うちADC向け）	100～150												
劣後債券及びその他資本性証券等	150												
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	79,606	18,448	77,797	508	84,151	107	100,312	19,492	98,870	210	112,567	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100												
取立未済手形	20	6,395		6,395		1,279	20	9,138		9,138		1,827	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,243,280		5,131,716		513,172	10	5,243,178		5,137,021		513,702	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10												
株式等	250～400							1,625,122		1,625,122		1,625,122	100
共済約款貸付	0	1,625,022		1,625,022		2,112,528	130						
上記以外	100～1250	17,166,347	0	17,166,347	0	25,029,895	146	14,843,168	0	14,843,168	0	22,706,715	153
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400												
(うち農林中央金庫の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0		0		0		0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250												
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150												
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,923,982	0	11,923,982	0	11,923,982	100	9,600,803	0	9,600,803	0	9,600,803	100
証券化	—												
(うちSTC要件適用分)	—												
(短期STC要件適用分)	—												
(うち不良債権証券化適用分)	—												
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—												
再証券化	—												
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—												
未決済取引	—												
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—												
合計(信用リスク・アセットの額)	—					53,683,098						51,271,763	

⑦ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

[illegible]

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額（CCF・信用 リスク削減効果 適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額（CCF・信用 リスク削減効果 適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	148,149,654			147,807,870	148,155,828			147,843,971
40%～70%	88,081	100,479	10%	95,347	70,135	72,549	10%	75,404
75%	207,697	21,145	10%	206,456	220,192	68,454	10%	220,919
80%								
85%	40,918	50,000	10%	45,918	57,708			57,708
90%～100%	198,263	3,863	10%	194,812	397,696	6,126	10%	394,530
105%～130%								
150%	30,899	0	10%	30,889	40,545	114	10%	40,508
250%	1,625,022			1,625,022	1,625,022			1,625,022
400%					100			100
1250%								
その他	1,150	12,772	10%	2,354	1,667	14,672	10%	2,964
合 計	150,341,688	188,261	10%	150,008,671	150,568,896	161,916	10%	150,261,129

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、J Aのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.20）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	150	—	—	1,000	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	150	—	—	1,000	—	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.20・P.85）をご覧ください。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

具体的内容は単体の開示内容（P.20）をご覧ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,867,387	6,867,387	6,867,387	6,867,387
合計	6,867,387	6,867,387	6,867,387	6,867,387

注1.「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を
 その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の
 評価損益等）

（単位：千円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.86・P.87）をご参照下さい。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,740	1,734	414	407
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	1,404	1,390		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	127	133		
6	短期金利低下	0	6		
7	最大値	1,740	1,734	414	407
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,614		11,780	

ディスクロージャーに関するQ&A

Q1 ディスクロージャーってなんですか？

A ディスクロージャーとは“経営内容の公開”のことです。J Aがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうなっているのかなどの情報を開示しています。

Q2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

A J Aでは、開示しなければならない項目を“J Aディスクロージャー誌開示基準”として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q 3以降をご覧ください。

Q3 貸借対照表ってなんですか？

A 貸借対照表は、J Aの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資産（事業をすすめるために運用している財産）

（主な資産） 現 金：本店、支店で手持ちの現金
預 金：信連などに預けているお金
有 価 証 券：国債、地方債、金融債等
貸 出 金：みなさんに貸し出しているお金
固 定 資 産：J Aが所有する土地、建物など

負債（事業をすすめるために調達している財産）

（主な負債） 貯 金：みなさんから預かっているお金
借 入 金：転貸のために借り入れているお金

純資産（事業をすすめるための準備金、財産）

（主な純資産） 出 資 金：組合員のみなさんがJ Aに出資しているお金
準 備 金：法令で定める経営安定のための準備金
積 立 金：経営安定のために積み立てたお金

Q4 損益計算書ってなんですか？

A 損益計算書は、J Aの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJ Aがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入（信用部門）

（主な収入） 信連等に預けている預金利息
国債・地方債など有価証券の利息・配当金
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用（信用部門）

（主な費用） みなさんから預かったお金に対する支払利息
オンライン業務にかかる費用
役職員の給料
施設の維持・管理にかかる費用
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJ A事業で発生した利益（損失）をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益（損失）をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したのから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを“当期末処分剰余金”といいます。

Q5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

3. 不良債権

不良債権とは、JAが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合は自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJA事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

● 自己資本比率

令和7年度の自己資本比率は19.84%で、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。自己資本比率の推移は次のとおりです。



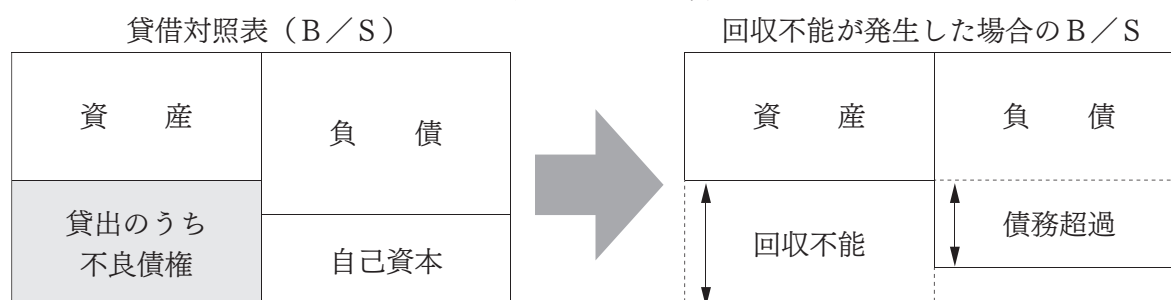
自己資本比率基準

区 分	比 率	措置の内容
健 全	8 % 以上	国際統一基準
	4 % 以上	国内基準
1	2 ～ 4 %	経営改善計画提出・実行命令
2	0 ～ 2 %	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0 % 未満	業務の全部または一部の停止命令

● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当 J A では資産の自己査定を 1 次査定、2 次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで 7,124 千円を一般貸倒引当金に、69,439 千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

不良債権の影響



Q6 有価証券含み損（益）って何ですか？

A 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を“有価証券含み益（損）”といいます。

時価－帳簿価格＝プラスの場合は有価証券含み益

時価－帳簿価格＝マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成 12 年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和 7 年度末では、評価差額金として△ 2,017,772 千円を計上しています。

Q7 リスク管理って何ですか？

A 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーショナルリスクなどの、J A の経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

Q8 J A バンクって何ですか？

A 全国に民間最大級の店舗網を展開している J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力でより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

J Aバンクシステム基本方針（平成 14 年 1 月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、以下の基準に該当する会員は、対応する経営改善策を実行します。

<レベル格付>

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率 6 % 以上～8 % 未満	2 年以内に、格付けを解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

<要改善 J A（経営点検基準）>

指定基準	改善目標期間
○ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

また、J A バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

Q9 連結決算って何ですか？

A

子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成 14 年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の 2 社です。詳しい連結情報は、本誌 P.90 からご覧下さい。

Q10 J Aバンクセーフティネットって何ですか？

A

みなさんからお預かりした大切な貯金を守るため、J Aには2つのセーフティネット（安全性を守るための仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。

J Aバンク・セーフティネットの仕組み

貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度

破綻未然防止システム

- 相互援助制度を一層拡充・強化
- J Aバンク全体で経営状況をチェック、健全性向上への取り組み

+

充 実



貯金保険制度

+

相互援助制度

貯金保険制度

貯金者保護のための公的な制度で、J Aバンク会員が加入しています。この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており収納された保険料を原資として、万一会員が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

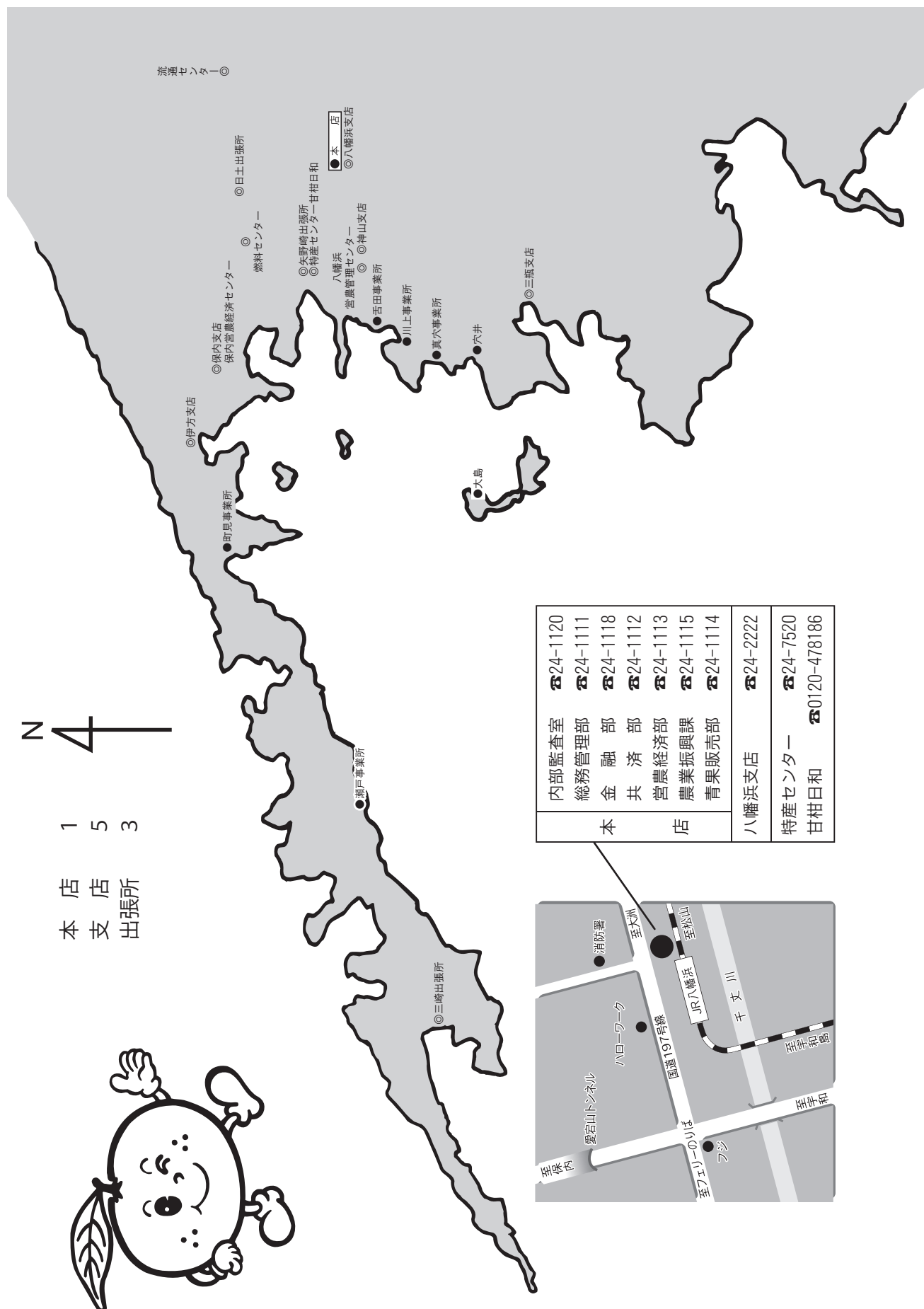
相互援助制度

全国のJ Aバンクが協力して個々のJ Aの経営を支援するJ Aバンク独自の「相互援助制度」が一層パワーアップし、「J Aバンク支援基金」を設置しました。これまでどおりの会員への援助の仕組みに加えて、万一の事態に至ることのないようJ Aバンク全体で経営の健全性に取り組む仕組みと、その仕組みに必要な支援を行う仕組みが加わりました。

【 メ モ 】

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

店舗所在マップ





西宇和農業協同組合

<http://www.ja-nishiuwa.jp/>

本店／〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
TEL 0894-24-1111 (代) FAX 0894-24-7506

